

1. 平成27年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成27年9月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
10番	古 川 文 雄	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美 谷 添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 村 瀬 弥治郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽 田 野 博 徳
農 林 水 産 部 長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲 子 夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課
主任 主 査 加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には2番 田中康久君、3番 森喜人君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） おはようございます。それでは、通告に従いまして内容に関しては一般質問したいと思っておりますけれども、順番をちょっと変えたいと思っております。項目の3、2、1の順番で質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず3番目の、地方創生と人という項目の質問をさせていただきます。

市民の皆さん方からは、よく郡上は働くところがないとか、職場がないという声をいただいております。一方で、企業や専門職を有する職場の分野の皆さん方からは、人がいないというようなお話を聞いております。このギャップをまずは整理したいと思っておりますが、まず現状をどう捉えておまして、どのような施策を行ってみえるのか、お聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、就職を希望する方たちと、それから企業とのマッチングという御質問でございます。現状の概略を御報告申し上げたいと思います。

まず、一つの課題といたしましては、郡上市の学生がどのような専門分野を学んで、そして、どのような職種を希望しているか、その個人別の情報というものはなかなか把握できないでおります。その理由の一つに、現在、地方創生事業の先行事業を活用いたしまして、雇用対策協議会、これは市と商工会と関係企業が合同で、共同して行っておる団体なんです、そこに職員を1人採用いたしまして、ことしの春から各大学回りをしております。これは一言で言いますと、営業になるんですが、そういったお子様、学生たちがどんな企業のほうに目を向けていただいておりますかとか、それから現在の郡上市の企業の内容について説明して、情報提供していくといったような活動をしておりまして、その中でやっぱり一つの課題としてありますのが、生徒さんたちが学んだ分野が即就職につながらないと、なかなか専門的に学んでも、ほかの業種に入っていくとか、希望するとかって、そういう事例もありますもんですから、要するに大学の方々がおっしゃられますのは、まずその企業を見せるということが一番大事な点であるということをおっしゃっております。現在までに15校ほど訪問しております、今後もいろんな大学の進路担当の方と情報交換をしてみたいというふうにして思っておるところでございます。

そうした中で、例えばの例を申し上げますと、こういう訪問活動を行っておる中で、固有名詞を出して申しわけないんですが、岐阜女子大学の方とお話しする中で、企業見学会をぜひやってくださいというようなお話がございまして、それはどういった内容かといいますと、この岐阜女子大学の家政学部の建築設計を専攻されている、女子大学ですので女性の方が見えまして、そういった方に郡上の建築の設計の状況をごらんいただくと、仕事の状況をごらんいただくと、ということで企業のほうにお声かけをいたしましたら、三つの建設あるいは建築の関係の会社の方が手を挙げられまして、その3社の仕事の状況を視察していただいたと。大変その女子大学生の方たちも感激して帰っていかれました。そういったことを今後ともいろんな専門分野の中で実施をしていけたらなというふうにして思っておるところでございます。

先ほど申しましたように、学生の就職って、やっぱりインターンシップをやって企業の本当に働くところを見ていただくというのはやはり一つ基本であるといったことを、強く大学のほうでもおっしゃっておられますもんですから、今後ともそういうインターンシップの受け入れとか、あと岐阜県にインターンシップ推進協議会という県全体でやっておる組織がございますもんですから、そういったところでの登録促進を進めてまいりたいということが1点ございますし、あとマッチングという点では、大学側が呼びかけましたら、ぜひとも企業説明会をやってほしいと、協力させてもらうというようなお話も聞いておりますもんですから、これは来春の解禁に向けて、これ市長さん

からも御指示がありました。例えば「郡上っ子集まれ」というような看板を上げて、まず郡上市出身者を中心とした企業説明会の開催を郡上市の外で実践できたらなということで、今検討してるところでございます。

簡単に御報告申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 要するに郡上市の外で求人を求めているということは、郡上市内でなかなか人材が集まっていないという現状だということだと思いますけども、健康福祉部長は、まず専門職で特に足りない分野とか、もしあればお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 専門職の確保の状況、またその取り組みについてという御質問かと思ひます。

専門職、多岐にわたりますけれども、私のほうからは、保育士、それから介護職、それから社会的な問題となっております看護師また薬剤師、このあたりについての現状、また市としての取り組みについてお答えをしたいと思います。

まず、保育士でございますけれども、この職にあつては、市内に公立、私立の幼稚園、保育園、さらに認定保育園が設置をされておりますけれども、ここで従事する保育士につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という、これに基づきまして法定職員数の確保に努めているところでございます。

そこで、直近の保育士の配置の状況でございますけれども、市内には公立園、私立の園を含めまして19園ございますが、総数で今年度当初、園児数が1,321人というところに対しまして、保育士または幼稚園教諭の資格をお持ちの先生方でございますけれども、総数で187人の方が市内でお勤めでございます。

市におきましては、今ほど申しました常勤の保育士もしくは幼稚園教諭のほかの対策としまして、市内在住の有資格者、いわゆる子育て中の親さんでフルタイムの雇用が難しいと、こんな方々にお声かけをいただきまして登録保育士制度と、こういった制度も運用をさせていただいております。ちなみに、現時点における登録でございますけれども、33名の方が登録をいただいております。常勤の職員の急な休暇等の取得であっても、法定職員数、これを確保できるような仕組みとして運用をしているところでございます。

また、近年、年度中途における未満児、ゼロ歳児から2歳児の入園が増加傾向にございまして、ちなみに直近の実績でございますけれども、平成25年度が中途入園児が125人、26年度にあつては100人という実績を持っておりますけれども、少子化の状況にありますけれども、保育需要という

ものは高まってきておるといふ状況でございます。

こういったところで、国のほうでは保育士等の人材確保の一つの方策として、保育士さんの処遇改善を行うというところで、平成25年度からでございますけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業という事業が創設をされまして、民間保育所等の職員の皆様方に対して賃金面での改善が図られているというところであります。

市におきましては、新卒の保育士を確保するための一方策としまして、先ほど商工観光部長が申しました制度でございますけれども、インターンシップ、これは学生が研修生として一定期間、企業等で仕事を体験する制度というものでございますけれども、こちらのほうに平成25年度から現時点までの市における受け入れ人数につきましては、29人というところになっております。

現在、都市部におきましては、人的、物的な課題からなる待機児童の解消策というものが進められておりますけれども、本市におきましては、保育士等の賃金の水準であるとか勤務形態等、人材確保の課題に係る情報はいただいておりますけれども、公立園におきましては、Uターンを中心とした一定の人材確保が図られているというふうに考えております。

次に、介護職でございます。この職につきましては、市内の介護施設または病院等でお勤めをいただいておりますけれども、本年9月の調査によりますと、市内に23事業所ございまして、介護職員の総数が653人ということになっております。聞き取りの調査も行ってございますけれども、このうち人材が不足している、また、やや不足しているというところについては、全体の68.4%、約7割の事業所のほうで人材不足というようなお声をお聞かせしております。対して、不足していないというところにつきましても、約3割というところが実情でございます。

そこで、こういった専門職を確保するための方策としまして、市においては、介護職員の初任者研修、この実行に係る費用の一部を助成する制度であったり、また、この介護職のイメージをアップするがためにということで、ケーブルテレビ等を通じた、この職の魅力、そんなところにつきましても今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、看護師と薬剤師でございます。この職種につきましては、人材不足が全国的な問題になっておるといふふうに捉えております。調査によりますと、市内では医療機関または介護施設等において、看護師においては総数で593人、薬剤師にあつては74人の方がお勤めでございます。

こういった専門職を確保する方策としましては、修学資金の貸し付け制度でございますけれども、貸し付け期間の1.5倍の返還債務の返還措置というような、ある制度でございますけれども、今年度、看護師を目指すというところで4名の方がこの制度を活用しておみえになられます。

それから、この27年度に創設をした制度でございますけれども、郡上市の医療職員就職準備金の貸し付け制度というものを新たに創設をさせていただきました。保健師、助産師、看護師、薬剤師、こういった職種を対象といたしまして、資格取得に係る費用であるとか、就職準備に必要な費用に

ついて貸し付けを行うという制度でございますけれども、返還債務の免除措置もございまして、市内の医療機関等で勤務いただいた場合、3年間勤務していただいた場合については、貸付金の全額免除というような制度、これは今年度から創設をさせていただいた事業でございます。

また、この分野におきましては、保健師、看護師のインターンシップ、いわゆる実習生の受け入れというものも行ってございまして、関係大学からの要請に基づきまして、25年度から現在までの受け入れ人数、これは本庁における受け入れ人数でございますけれども、33人の実習生を受け入れております。このうち3人の方が郡上市の職員として就職をしていただいたという実績もございます。

また、関係の医療機関におきましては、広報紙であるとかホームページ等々を介した求人情報の提供は当然のことでございますけれども、関係大学の訪問であるとか、地縁による情報の把握、こんなところの働きかけにも努めさせていただいております。

いずれにしても、医療、介護、保育の現場の機能を維持するためには、必要となる人材確保というものが不可欠であるというふうに考えてございまして、今後も係る情報を把握をさせていただく中で、効果的な取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 現実的にはなかなか厳しい状況があって、さまざまな施策を講じていただいておりますということだと思いますけれども、今後これがますます人材を獲得することが難しくなっていくということは、恐らくわかり切っていることだというふうに思います。都市部でもそういう傾向が出ておりますし、都市は要するに大きな企業さんとか、保育士さんとか、看護師さんとかでも、賃金の面とかで、かなり優遇されて人材を吸い取られてしまうという傾向がございますので、まさに地方創生とは逆の方向になるんじゃないかということで心配をしておりますけれども。

両方とも共通するところで、そもそも郡上市には、郡上市の人口で一番、人口統計を見てみると、一番少ないような年代というのが19歳とか二十とか、そういう年代だと思いますけれども、そういった若い世代がそもそも少ないということが一つの課題でございますけれども、そのことについて御質問したいんですけども。

そもそも企業が、例えば専門職の人材を欲しい事業所などが郡上の中で求人をして、要するに、そもそも人がいないので、なかなか難しいという状況があるので、外に出て大学だとかインターンシップだとか、そういうような活動をしておられると思うんですけども、例えば企業はそういった方々、郡上出身の方々ですね、出身の方々に対して、一番欲しいのは情報だと思うんです。そういった方々がどういうふうに学ばれて、どういうふうな資格を有しておられるかという情報なんですけれども、企業はまだその情報を知りようがないですね。

それに対して、例えば市役所がそれをマッチングさせる機能として、郡上出身者の方々がどこで学んでいるとか、どこに出ておられるとか、そういった方々の情報を、同意を得ながら、市役所もしくは雇用対策協議会等で情報を集約して、そこに対して郡上市内の企業や事業所さんが求人をおかければ、そこから自動的にそういった情報につながっていくというような仕組みができないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 実は制度的には、以前にお話をしたと思うんですが、成人式の折に、せっかくお集りですので、登録してくださいよということで、メールを差し上げますので、メールの登録をしてくださいよというお話をさせていただいております。今でもおります。ところが、なかなかその会員の方が伸びないんですね。といいますのは、やはり大学生で十九、二十ぐらいですと、まだどなたどこに就職するというのを決めかねておられるというような状況がありますものですから、なかなか同意していただけないと。会員になっておられる方は、恐らく二桁程度じゃなかろうかと、二桁の前段のほうじゃなかろうかと思っております。

先ほど申しましたのは、大学へ回りますのは、そういう情報を実は手に入れるということもございます。何学部のことを専攻されている方が郡上出身の方は何人ぐらいおみえですかという聞き方はできますものですから、それ以上の個人情報はいただけません、そういった方に対してアピールはできますかという話をしましたら、できますよということなんです。具体的に、じゃあ何かというと、書き物、ポスターを張ったりとか、そういったような郡上の冊子を置くとか、そういったことについては、大学としても十分やっってくださいよということはおっしゃられます。

先ほど申しましたのは、さらにそれに輪をかけて、現場を見せてあげたらどうですかというのが、大学の方の実体験からのことでございます。先ほど申し上げました、設計を志す方が郡上のそういう業者を見たいというのは、そういうことです。そこで、「あっ、こんな仕事なのか。そしたら、郡上のどこどこ設計、どこどこ建築へ入りたいな。受験したいな」というふうにしてなれるということ、我々は仕向けていかなければならないということ、をまず一つ思っておりますものですから、よろしく願いいたします。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 成人式のケーブルテレビ等のインタビューを見ると、皆さん本当に郡上に帰ってきたいとか、郡上で働きたいというような方がいらっしゃるんですけども、要するにこれからの郡上づくりをするに当たって、一つは、もちろん郡上に今住んでみえる郡上市民の皆さんのお力を——と一緒に進めていくということが今進めておられることですが、もう一つとして、やはり郡上出身者とか、郡上の外に出て、その中で郡上と一緒にどのような方々とかかわり

を——そのような方々とかかわりを持ちながら、またその方々がまた郡上に住んでいただけるような施策を考えていくということが非常に大切になってくると思いますので、人材バンクの制度があることは知ってますけれども、本当に登録が少数なので、いろんな工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、郡上の雇用統計を見てみますと、議会からも指摘がございましたが、季節によって非常にばらつきがありまして、冬は求人が多いけども、一方で、業種によっては夏に繁忙期のものもございまして、事業所もみえます。オールシーズンの雇用体系をつくって、冬だけ郡上で働いてみえる方々に、一年を通して郡上で働いて住んでいただけることが大切だという指摘が出されておりますし、また地方創生の推進会議でもそのような議論が話題になっているということを聞き及んでおりますけれども、まずその議論というか、その取り組みが今現状どのようになっているかということをお聞きしたいのと、以前、冬季に求人が多い事業者さんの方々から御意見があったんですけども、繁忙期の異なる事業者さん同士の人材のプールを目的とした企業同士のお見合いができないかというような御意見もいただいております、それが可能なかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、地方創生推進会議絡みで私からお答えさせていただきます。

現在、産官学金労言ということで、市内の各界の方20名で構成をしまして、前商工会長の和田和博さんが会長となって……

（「臼田」と呼ぶ者あり）

○市長公室長（田中義久君） 臼田。臼田和博さんが会長となられて、既に最初の全体会から数えますと、5月から8月までの間にこれで7回、会合を重ねていただいております。

御質問の、今、アウトドア関連を中心としたオールシーズンの雇用対策と、こういうことにつきましては、例えば冬の間、市内のスキー場で働いている方の多くが、一方でグリーンシーズンのお仕事を求めておられると、そういう現場からの御発言がありまして、これは以前からそういう話はお聞きしておりますが、それをうまくつないでいけば通年雇用になるのではないかと、こういう御提言がありました。

先般、この関連で市内のスキー場の関係者の皆さんに調査を行ってみました。そうしますと、昨シーズン、アルバイト、派遣社員あわせて、この時期、冬ですね、スキー場で1,245の方が働いてくださっていると、そのうち462人が市外から働きに郡上に来られているということでもありますので、こうした方たちが春以降も引き続き、ラフティングでありますとか、あるいはカヌーを初めとした、さまざまなアウトドアのインストラクターとか、あるいは農業、林業、よく前から御指摘の「半農半X」といいますか、そういうふうな組み合わせの中で、通年型雇用の形態を構築することで郡上への移住・定住というものに結びつけていくことができないかと、こんなふうな議論が今

されております。

こうした冬と夏の雇用をつなぐ、あるいは北部と南部のスキー客と踊り客をうまく宿泊客としてパイを広げてつないでいく、一つの企業ではできない人材育成の研修を郡上市として取り組んでいくと、そういうものをあわせ持たせて、産業雇用をつないでいくという機能を持つコンソーシアム構想というような発案が出ておりますけれども、そういうものを先ほどの雇用対策協議会とかハローワークの皆さんとともに、何とか機能として発揮させていけないかというものを、今現在、総合戦略に盛り込んでいきたいというふうに今皆さんと議論をしております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) コンソーシアム構想が中国地方のどこかの市のほうでやられているということを知っておりますけれども、なかなかハードルの高い部分、正しい方向性だと思いますけれども、ハードルもなかなか高い部分もありますので、企業同士のお見合いに関してはすぐできることだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほど、若い世代が、郡上市には19歳、20歳という若い世代が少ないというような御指摘をさせていただきますけれども、その一番の多くの原因は、市民の皆さんもよくおわかりだと思いますけれども、教育ということが主な原因だと思いますけれども、その一つの教育の中には資格という部分も恐らくその中に入っていると思うんですけれども、今ちょうど教育長を中心とされまして、望ましい高校のあり方検討委員会で議論をさせていただいております、その中で郡上高校、北高校の学科編成に関してということも議論されていると思うんですけれども、ただいまの議論のやりとりを聞きながら、今どのような議論がその場でなされていて、学科編成の方向性についてはどういうふうになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、今これからの郡上の高校のあり方について議論をしている内容について、大ざっぱになりますけれども、お答えをしたいと思います。一つは、生徒数が減少することによって学校体制上どういう問題が起きるかという問題点、2つ目に、郡上高校、それから郡上北高校の存続と、その存続を可能にする場合の学科編成、それからコースの編成、そしてもう1点は、中学生、高校生、これから学校へ通学するためにどういった支援をすればいいかと、大きくはその3点について議論をしております。

1点目の課題については、やっぱり生徒数が減少することによって学校規模が小さくなる。そうすると、学科の編成、それから教職員の配置、そして部活動の編成等で生徒の希望どおりにはいかななくなるという問題があるということが一つです。

それから、もう一つは、学校規模が小さくなりますと、学校の再編が仮に起きたと想定します。そうすると、2校があればいいわけですが、そうでなければ生徒の進路の選択が非常に狭くなりますので、そういったことは避けていきたいと。

もう1点は、その小規模を逆に生かした発想で、小規模で特色のある学科あるいはコース、こういったことを編成してる、現にありますので、そういったことについても、今、議論をしております内容です。

そこで、学科あるいはコースについては、こういった協議をしております。まずは前提としては郡上高校と郡上北高校の両校の存続ということです。そして、その設置を望みたい学科、コースについては、特に資格の取得、それから将来の進学あるいは就職、こういったことのために特色のある学科やコースを編成していただいて、とりわけ少人数による指導をされるような、そうした学校あるいは中の学科あるいはコースの編成をしてほしいと。方向性として、農業系あるいは林業系、工業系といったものが今案として出されております。

それから、何よりも、選択の幅が狭くなって、それこそ15歳でふるさとを離れるということになりますと、ふるさと意識というものが薄れるということがありますので、少なくとも複数校の高校が必要ということは、これは前提になっております。

それから、3点目の支援策ですが、児童生徒にとって通学しやすく、それから保護者にとって通学の負担が少ないということが大事だということを思っておりますので、そうしたいわゆる負担の軽減策ということで、これは具体的に市内に例えば一定期間の居住、住んだり、あるいは勤務といったことを条件にして、返還が免除できるという、その奨学金制度を創設するという。それから、もう一つは、通学あるいは部活動に係る家庭の経済的負担というのは大きいところがありますので、そういったものの軽減する施策を講じるということではできないか。

大まかに三つの意見が出ておりますけれども、こうした協議内容をこれから、今こうしたものに少しまとめつつあるところですが、これから議会の皆さん方の御意見だとか、あるいは市長の意見を、こういったことにできるだけ反映をさせるということによって、提言書という形でまとめていきたいと思っております。その提言書については、岐阜県教育委員会のほうへ、郡上市の今後の子どもたちの将来と郡上市の将来のために私たちはこういうふうを考えているということで提言書としてまとめていきたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございます。これは政治的な大きな課題でございますので、議会としても、私としても、できることはやりたいと思っておりますけれども、市長の御尽力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、2番のふるさと納税についてお聞かせ願いたいと思います。時間の関係上、まとめて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、これ担当部長さんにお聞かせ願いたいんですが、まず市長のふるさと納税に対するお考えを議場でもお聞きしましたし、また新聞でも読ませていただきました。そこで、質問するんですけど、まず御寄附をいただいて郡上にふるさと寄附が集まることは郡上にとってよいことかどうか、ふるさと納税の意義は財政的な側面以外でどのようなものがあるかを、まず担当部長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まず、事実上、市の歳入があるということが一つあります。

それから、あわせて、そういう行為をしていただくためのPRということ、例えば今でもふるさとチョイスとか、あるいはさまざまな今度単行本にも郡上は載ります。それから、首都圏での広告ということも今手配してますので、さまざまな機会を通じて郡上をしっかりPRさせていただく機会になり、あるいはそこに寄附していただいた方は、郡上とのきずなを自然と育てていただけるといふふうに思います。

また、今年度からは一定額以上の御寄附をいただいた方にいろいろな返戻金を用意してますね、品も。特産品をお贈りする、郡上のかるたをお贈りすることによって郡上を知っていただく。もう一度ハムを買ってみようという副次効果が生まれる。

それから、返礼品の中には市内の温泉施設でありますとか、あるいは宿泊、お食事券等も対応できますので、こちらに来ていただいたときに、十分、郡上を楽しんでいただける、そうした効果が含まれているというふうに思っております。また、こういう効果をより大きくしていきたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） これは決算認定特別委員会でも市長にお聞きいたしたときに、市長はふるさと納税のPRはしっかりしていて積極的にやっていると、しかしながら市長のお考えでは、贈答品合戦というか、その競争に対してはくみするお考えはないというようなお話でしたけども、その中で、そのお考えについて質問させていただきたいと思います。

まず、新聞紙上において市長の述べられていることで幾つか疑問点がございましたので、答弁していただきたいんですけども。まず、市長は、この制度は寄附者にしてみれば控除と贈答品の二重取りになってしまうという御指摘をされておりますけども、それはそもそもこのふるさと納税の制度の想定範囲内のことではないかと、それに対しておかしいという指摘するのがおかしいんじゃないかと思いました。

また、市長の御意見では、地方自治体全体から見れば税収は落ち込むというようなことを指摘されておりますけども、本市にとってはどうかという判断がまず第一義的に郡上市長としてすべきじゃないかということを思いました。

さらに、市長は、贈答品の競争のような現状を、自治体の節度が問われるということを御指摘されておりますけども、節度とは何なんでしょうか。寄附金以上の返礼品を用意したり、もしくは郡上市以外の特産品を返礼品にすれば、私はそれは節度が問われるんじゃないかというふうに思いますが、そうでないならば節度が問われるという指摘は当てはまらないんじゃないか、節度の範囲内で思い切って、もっとがんがんやってもいいんじゃないかということを私は考えますが、いかがでしょうか。

また、現在、寄附をいただいている方々の温かい思いを尊重したいということを再三おっしゃっておりますけども、それは例えば贈答品競争に郡上が参加したとしても、現在のような贈答品を受け取らないということを選択できる方法で、そういった方々への尊重というか、配慮は担保できるのではないかと考えたんですけども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず第1点目の、そもそもふるさと納税というのは、片一方で税額控除というものがあつた、そして片一方で返礼品ということが仮にあつたとしても、それは当初から制度として織り込み済み、想定内のことではないかという御質問ですが、私はそう思いません。最初は予測をしていなかったと思います。

といいますのは、これは税の振り替え先をやはり地方出身者がある応援をしたいところへ振り替えるということで、そのためには、そのいわば振り替える寄附者にとって税の痛みがないように、できるだけ痛みがないようにということで、当初の2,000円というのは、いろんな手続きをするためのやはり事務的な経費とか、そういうものがかかるんで、そのほかのことはほぼ全額、個人住民税の1割の範囲内あるいは今回は2割の範囲内ということになりましたけれども、そのような範囲内でどこかほかのところへ税を納めるということのかわりに、それを郷里なら郷里へ振り向けると。ただ、その具体的な方法は寄附という方法になつたということであつて、今日そのお取り寄せグルメ合戦になるような、そういう制度は必ずしも想定していなかったというふうに思います。

そういう意味で、今、総務大臣のほうからも、そういうことで良識ある、税が、税額控除があつているんだということを片一方で十分認識の上、良識ある行動をとってほしいということを要請しておりますけれども、当初から予定をしていたということではないと。その証拠に、最初から返礼品があつたわけではありません。制度が発足してかなりたつてから、これは返礼品という形で集めれば相当集まるんじゃないかということで、これは地方団体の一つの知恵ではあるかもしれませんが、私は、当初はそういうことを想定していなかったものに、こういう現象が起きてきたとい

うふうに思っております。

それから、そんな全体的なきれいなことを言うよりも、郡上市もちゃんと郡上市としてふるさと納税、集めるほうが先決じゃないかと、集めるほうがいい市長だということだろうと思いますけれども、私もできるだけ、のどから手が出るほどふるさと納税を集めたいと思ひまして、今回、議会のほうからの御提案もあって、一定の改善というか、一つの仕組みを変えましたけれども、考えてみると、このことは一つ一つの自治体が合理的な行動をとっているようであっても、それが高じることによって、自治体としてはみずからにはね返ってくる、そういうデメリットを、行く行くはこれが高じると、なってくるということをしっかり認識すべきだと思います。

郡上市においても、他の自治体が余りにも魅力的なそういう返礼品という形になってくるとすれば、まともに郡上市へ住民税を納めていることはばからしいと、それくらいなら一定のものは他の自治体へ、それこそ今、有名になっている天童市のほうへ納めて、すばらしい桃でも贈ってもらったほうがええというような形で、郡上市の全ての住民税を納めている方がこのふるさと納税を利用しなければ損だという形になるとすれば、全国の自治体でそういうことが起こります。ということは、通常何もしていない状態で、まじめに住民税を納めておっていただく人たちが、全て一定のものは返礼品という形で返ってくると、そういうことをしなきゃ損だという形になると、自治体としては、これが高ずれば私はやはり問題とせざるを得ないというふうに思っております。

そういう意味で、節度ある、良識ある、やっぱりその対応が必要だということを申し上げておるわけでありまして、私が言ってる節度とは何かというのは、私は、1万円寄附をして、4,000円、5,000円の特産品が返ってくるといって、楽しみながら自治体との関係をつくっていただけるというあたりのところまでは許容をいたしますけれども、今、自治体で、1,000万円寄附して下さったら700万円の土地を差し上げますとか、200万円以上だったら例えばすごい高価なマグロを1本とか、それから自動車1台とかってというような、非常に例えば高額所得者で、何といたしますか、非常に税の控除も受けられるという人が年間の食費はそれでただで浮きますというような、そういうもともとのこの制度の趣旨を逸脱した利用をするようなことになっては、日本のこの寄附、無償の寄附をするという、そういう精神的なものが失われるということで、これは私は必ずしもいいことではないというふうに申し上げているんであって、郡上市もそういう意味で、一定の今回、返礼品についても一定のことをしますが、私が最も避けるべきことは、高額であればあるほど、それに比例して半額ずつ例えば返すと。

それは差額がある限りにおいては、自治体は高額の寄附を集めれば集めるほど得だということになりますけれども、これはその行き着く先はやはり合成の誤謬と、一人一人が合理的な行動をとっているつもりでも、全体から見ると、やはりおかしいことじゃないかなということになるということを考えて、あのようなことを言ってるわけで、ふるさと寄附で郡上市も一生懸命、寄附をしてく

ださる方、応援をしてくださる方に寄附を呼びかけ応援をすると、そして何より大事なことは、それを寄附者の皆さんに、意に沿うように使うことだというふうに思います。ちょっと長くなりましたが、そのように思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 制度自体の当否を論じるというよりも——時間がないですが、要するに合成の誤謬と言われましたけども、でしたら、個人としては合理的な行動をとられないのかと。要するに制度自体を、その合成の誤謬が存在している自体を調整する立場に市長はないのですから、個人として、すなわち郡上市として最も望ましい行動をとるのが郡上市としては最も合理的な行動だと思いますし、まさにのどから手を出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長(尾村忠雄君) 以上で田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 失礼いたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますけれども、今回、教育長にはたくさんの質問がございます。順番のほうを大項目の4、2、3、1というふうに変えさせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、4番目の市内公立高校の学科再編についてという大項目をいたしたいと思ひます。今、2番議員からもございましたので、これを1番にさせていただきます。

まず、お聞きしたいことは、市内の公立高校の存続も含めまして、全国から生徒を募集する特色選抜の地域アウトドアスポーツ型とか、あと農業経営型の、そうした学科再編を望みたいと思ひしております。

先月の終わりでしたけれども、郡上市で多くのスキー場、ゴルフ場を経営される、また全国でも数十カ所のスキー場を経営されるCEOの方と、そして議員のグループ、若鮎会が懇談会をいたしました。その折に兵庫県出身のCEOはこうした興味のある話をさせていただきました。彼の出身の近くはもちろんスキー場もあり、そしてアユかけとかもできる、そうした地域でございますけれども、その兵庫県の県立高校ですね、そこに2年前からそのアウトドアスポーツ型、そうしたものが開設された。香美町という場所でございますけれども。その科は、1年目は余り募集人員に足りなかったんですけれども、2年目からは徐々にふえて、しかも、そのスキー部におきましては、兵庫県の中では27連覇するぐらいのスキー部に成長して、まだまだ、インターハイ、国体ではまだ

まだらしいんですけども、そうした特徴のある科があって、そして存続されておる。

この香美町は3町が合併した、たったと言いますと失礼ですけども、1万9,000人の町であります。そこに二つの県立高校ですね、村岡高校、今のは村岡高校、そしてもう一つは香住高等学校、この二つの高校があるんですけども、その日本海に面したところの場所では、漁業科、また水産食品科、海洋科学科などというものがあります。そして、山の中にはそのアウトドアスポーツ型がある。本当にこの高校の教育方針をインターネットで見て、私は深い思いがいたしました。

その高校の教育目標は、地域に学び、地域と協働し、地域になくてはならない高校をつくるんだということですね。じゃあ、郡上における高校は、この地域に学び、地域と協働し、そして地域になくてはならない高校とは、どんな高校なのかということです。先ほど教育長がお答えになられました農業系、林業系、工業系ということを答弁されておりましたけれども、やはり私はどういう科が望ましいかと思えば、やはりこの高校のように、時代が変わって、そして人も変わって、そして産業も変わっていく、その中でやっぱり必ず教育も郷土に合った形に変わらなければ、若い子どもたちは卒業もしくは卒業する前、初めから進路を変えて出ていってしまう、これが人口減につながるということだろうということを思っています。

本市におきましても、市ぐるみ、そして行政ぐるみ、それで県などへの本当に対応、要望を迅速に行っていただきたいということを思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 教育というのはあくまで未来を築くための重要な、いわば我々にとっては今の子どもたちに与えてやれる大事な資産になりますし、子どもたちにとってみれば、これからの生きていくための重要な力になりますから、当然、未来を見詰めていかなければならないというふうに思っています。これから先の未来は、現在ある職業の少なくとも30%あるいは40%がもうなくなってしまう可能性があるというふうに言われますので、私たちが今後の教育を考える場合には、やはりどういった時代になっても生きていくことのできるという基本的な力をつけてやらなければならないというのは、これは全てに私は優先をするというふうに思います。

議員がおっしゃった、地域になくてはならない高校であり、あるいは地域になくてはならない小学校、中学校であるというのは、これは全く私も同感です。小学校、中学校においては、地域になくてはならない学校、地域とともに歩む学校として、今、歩みを続けております。できれば、高等学校もそうしてほしいというふうに私は強く願っております。

そういう中で、例えばこれから子どもたちが地域になくてはならない学校として存続していくためには、先ほど田中議員の御質問にもお答えしましたが、例えば学科でありコース編成の中で、農業であったり、林業であったり、あるいは協議会の御意見の中にもアウトドアスポーツに関する、

そういったコースがあってもいいんじゃないかという意見も出ております。そういったことを踏まえながら、私たちとしては県の教育委員会のほうに、例えば総合学科であれば、こうしたコース編成ができるのではないかと、そのコース編成を行うに当たっては、例えば郡上市として、あるいは郡上市の地域としてこういった支援ができるのではないかと、そういった具体的な手だてをもって提言をしていきたいというふうに思っているところです。

ですから、これは教育委員会だけの力ではなかなかうまくいかないというふうに考えておりますので、全ての市民の皆さんの総意や知恵をおかりしながら、何とかこれからの郡上市と、これから子どもたちのための学科編成であり、コース編成であり、郡上高校、郡上北高校であってほしいということを願って、力を入れていきたいというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） その懇談の折にCEOが言われました。この郡上、すばらしいアウトドアスポーツ、スキーも含めて、そうしたフィールドにある。こうしたところの産業に合わせた教育、そういう教育がなされて、そういう学科再編がされるのであれば、企業としても応援していきたい。それがまた企業も育つことである。そして、インターンシップなども容易にできる。学生の中でも、高校生の中でも、既にスキー場やキャンプ場や、いろんなところでも働き学べることができる。そうした環境を生かせる、そうした地域の産業に合う学科編成というものが一番必要だということをおっしゃられたので、また議論していきたいということを思っております。

続きまして、2 番目の質問、中高生の鮎友釣り選手権についてを質問させていただきます。

まず、このポスターを見ていただきたいと思います。これは市長さんも教育長さんも親しいと思います。第1回の中高生アユの友釣り大会ですね。これ、八幡中学校の実は教室を使わせていただきました、石田校長さんの御理解で。ここで遊んでいる場合じゃないと、こういうものですね。もう1枚ございますのは、吉田川の尾崎の公園ですね、この前です。このきれいな瀬の中に机を置いて、これにアユ舟がかけてあって、さおが立てかけてある。これ川を学ぶと、自然を学ぶという意味ですね。いかにこうした学童たちが郡上の自然、それを愛するか、そしてまた将来その思い出を持って帰ってきてくれるか、そうしたことがいかにこの郡上のフィールドというものがすばらしいかというものを再認識した大会でございました。

そうした中で、市長様には朝の7時から来ていただきました。そして、田中室長、また農林関係の各関係の部長、そして八幡統括、そして表彰式には教育長にも来ていただいたと。本当にありがたかったなと思っております。そして、これには漁業協同組合長も顧問になっていただきました。そして、何よりも、ぎりぎりでしたけれども、地域振興推進事業のということで、八幡地域予算から10万円、ぎりぎりでしたけれども、出していただいた。24万円ぐらいかかりましたから、46%ぐ

らの補助でした。あとは寄附金によって賄われましたけれども。

ここで、小中学生、小中高生ですね、15名が参加していただきました。これはもとより八中の3年生の子たちが前の年にこれを考えて、今、高校生になって、これの実行委員会を組んだということで、実行委員長も郡上高校1年生の子が実行委員長となり、あと6名が全部役員につきました。私は、その事務局の事務員としてお手伝いをさせていただいたわけですが、本当にこの子どもたちの発想で、この郡上の資源、長良川というすばらしい資源を生かしたこうしたことを企画してくれたことは、ぜひとも続けていかなければならないし、すばらしいことだと思っております。このことにつきまして、市長にその選手権のときの感想をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この第1回の中高生鮎友釣り選手権でありますけれども、先ほどお話がありましたように、8月8日に行われたこの私は選手権の開会式と試合が始まるころまでおりましたけれども、本当に私もすばらしいことだというふうに感動いたしました。昨年、これは発端は市民協働というようなことで、第6回の郡上市のまちづくりフェスティバルの中で、中高生の皆さんからいろんな郡上をこれからどうしていくかということについての提言を求めた中の一つで、若い釣りをふやそうと、こういうテーマで八幡中学校の3年生の皆さんが提案をしてくれたことであります。アイデアの募集とかなんかをすると、提案はするけれども実行は誰かやってよというようなこともないとは言えないんですけれども、この提案のすばらしさは、これをまさに提案した当時の中学3年生、ことしは高校1年生になった皆さんが自分たちの手でこれを企画をして実行をしようというふうに思い立って、やってくれたことだと思えます。しかし、これは実現するに至るまでには、さまざまなやはり大人の方、いろんな団体、関係団体の方々の御協力、教をいただいたりして、そしてまた、こういうことを、そもそもいろんな一つのことをやるということについては、いろんな手続きも必要なんだとか、そういうようなことも学んだと思えます。

そういうことで、そういう過程においていろんな苦勞をしながら実現をしたと、しかも、この大会が単にアユを釣るというだけではなくて、座学とそれから実技というようなことで、大人の方の指導を受けて、長良川の環境だとか、アユの生態だとか、そういうようなものもしっかり学びながら、練習もし、そして当日の大会に臨んだと、こういうことでありますので、私は非常によかったなというふうに思っております。すばらしいことだというふうに思いますし、早速、8日の後に、11日だったかと思いますが、大会を終えて報告会に来てくれましたけれども、来年もやりたいというふうにおっしゃっておられました。ぜひやってくれというふうに申しておきましたけれども、市としても財政的な支援も含めて可能な限りのサポートをしながら、彼らによる大会として今後続けていっていただければいいというふうに思っております。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 今、市長答弁にありましたように、これを実行するに当たりましては、NPOの長良川の友釣り普及振興会とか、あと八幡にある釣りクラブ北師会とか、郡上漁協の方々が実践、そして川の環境なども教えながらやってくれたわけです。11日に市長に報告に来られたと申し上げられましたけれども、その夜に反省会をしております、反省会で出た成果、課題について三つほどちょっと報告させていただきたいと思います。

一つ目は、まず教育面としてこういうことが言われました。生徒、自分たちが中心となって実施した大会であったため、地域で生活する若者が主体的に市民協働の組織づくりを進めることができた。また、郡上の大事な資源である長良川を大切にしようという郷土愛を育み、自然のすばらしさを体験することができたと言っております。2点目は、環境面、座学を通じてアユの生態、そしてアユの友釣りのメカニズムを学習できた。そして、世界遺産、農業世界遺産にノミネートされるこの長良川、こうした長良川をこうして保っている、持続的にしているのも郡上の山々なんだということまでを理解してくれた。そして、3点目に、これは産業振興面ですけれども、天然の資源である長良川を内外にPRすることができた。そのようなことを言っておったんですね。私はすごく感動いたしました。

本当にこの清流長良川、三大清流として166キロのこの伊勢湾に注ぐ川ですね、今はすごい数の遡上が見られております。千万匹以上ですね。漁業者に言わせると、長良川河口堰はアユにとって大きい岩やと、簡単にどんだけでも上がってくるということで、私もこしは20回以上鮎掛けを1時間、2時間という時間でもやっていますけど、今、本当に天然遡上が多いんですね。ですから、この日本一、なぜ日本一かというのは、11月末くらいまでもアユが残るんです。ダムのある岐阜県内の川は、もう今網が入って、もうふらふらになってアユがダムに行っちゃって死んでしまう。だからかわいそうですね。この長良川はそれがしっかり下っていける。ずっと鮎掛けができる、長い、長時間。これがすごい川なんですね。ですから、やはりそうしたことを大切に私たちもしていかなければいけないと思います。

2番目の質問にも市長が前向きに、第2回も第3回もというか、継続的にということをおっしゃったので、2つ目の質問はいたしません、このポスターは、私はまだ2枚持っていますので、第1回から長良川100回まで、100年、200年続く、200枚目のポスターもできるかもしれません。第1回目のポスターとして、ぜひ教育長さんの部屋にでも持って行って、プレミアがつくかもしれませんので、貼っておいていただきたいなということで、予備を持ってきております。よろしく願いしたいと思います。

そうしましたら、(3)番目に移ります。本市の教育方針の文中のことですけれども、細かい字で書いてあります。「自然の美しさ・おもしろさ・不思議さなどに気づいたり、考えたり、試した

りする経験ができるようにする」とあります。文字どおり、冬季は郡上市はこの自然、大切な自然、雪の自然を使ってスキー教室をどこも行ってますね。そして、それに対してスキー場の方々も協力してリフト券無料といった形で、スキーの普及や、そして将来にまた帰ってきたい、帰ってもらえる、そして友達などを連れてきていただける、そうした産業に発展させていきたいという夢も込めて、こうした施策をとっております。いわゆる産業も、そして教育も、そこでつながっているわけですね。ですから、この私はアユに関してもぜひ何とかして取り入れていただきたい。

郡上のその釣りクラブは10年近くにわたりまして関市の武儀中の2年生全員、少ないんですよ、20人ぐらいなんです。でも、それが毎年津保川で経験をさせてもらってます。また、関市の富野中も、これは中学1年生、これは全員です。これもまた一クラスしかないんですけども、ある釣りのメーカーが全部足袋とかさおも提供してやっておる。それもまた郡上中心の会がボランティアとして、それを指導している。郡上でもぜひともそれを取り入れたいということを思いますけれども、可能な限りですけども、前向きな答弁がいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） アユの友釣りにつきましては、これは本当に郡上の自然を生かした、いわば文化でありますので、わざも含めて、子どもたちにずっと伝えていきたいというふうに考えております。これを学校教育に取り入れていく場合に一番実現可能なのは、今、中学生と、それから小学生、それぞれ郡上学ふるさと塾という枠で実際に体験学習を行っております。そういった中に今のアユの友釣り体験を続けていくということは、これは最も現実的に実施ができる方法だというふうに考えております。教育委員会としても、ぜひ来年度以降のそうした郡上学の中に例えばうちの学校はアユの友釣り体験を続けたいと、これは当然長良川という大きなテーマの中でやってもらうということが前提になりますが、そういった中で教育委員会としても積極的な支援をしていきたいと思っております。

ただ、このことについては、やはり漁業組合の方ですとか、あるいはボランティアの方、さまざまな方の御協力を仰がなければならないと思いますので、そういったことについての私たちがいわば手をつないでいくという、そういう苦勞といえますか、努力はしたいというふうに考えております。

いずれにしても、子どもたちにとって身近な川である長良川が少しずつ今遠ざかっているという現状ですので、近づける意味でも友釣り大会は大事にしていきたいというふうに思っております。

ただ、学校教育だけではなかなかできないということがありますので、例えばPTAの活動で、あるいは漁業組合の方が漁業振興という一環の中で、そうした教室を開いていただくということについても、これはぜひ進めていただければありがたいというふうに思います。

いずれにしても、山川議員おっしゃったように、今後の郡上の自然環境を生かした大事な産業に

つながる一つの大きな事業として、例えば郡上学の中に位置づけるということは今後も考えていきたいと思います。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 前向きな答弁をありがとうございます。特に和良鮎のこともそうですけれども、和良とかでもそういうことを実施したり、もちろん長良川でも、そうしたことを和良鮎ブランド、長良川鮎ブランド。産業、産業ということはちょっと二の次でもいいんですけれども、教育と郷土愛を育むためにもぜひとも行っていただきたいことと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大項目 3 番目に移りたいと思ひます。3 番目は、体育協会の組織及び予算等についてということをお上げさせていただいておひます。

1 つ目の小項目といたしましては、体育協会の事務局を専属的に設置するとともに、そして、これは「公益」と書いておひますけれども、公益とか一般財団法人化を進める、そうした用意はあるか、お伺ひしたいと思ひます。

なぜこうした質問をおひ上げるかとおひ上げますと、私は体協の関係者の方々とも政策立案の会議でも話した、理事の方と。それと、いろんな方とも話したこともございます。それと、旧町村時代の体育協会のあり方はどうだったかということをお検証してみますと、ちょっと商工会の合併の当時にも似ておひる感じがいたします。私の認識で間違いでしたらおひわけございませんが、商工会が合併したときに、各町がそれぞれ行っていたイベント、祭りと、そして青年部、女性部の催し物、そうしたものに予算が欲しいということをおひさん方、同じように手を挙げられたことがおひます。それを、予算を絞りながら重点的に郡上一本としての方針を立てられて進めてこられた前会長、すごく改革をされたと思ひますね。私は、それに照らしてみますと、おひわけございません、体育協会というものはもとの体育協会の例えば種目、そしてイベント、それぞれのもとにも支部があつて、手を挙げられて、そのあたりにもう少しの改革が進められないかということをおひ々思ひるからでひす。

今、世の中のおひ風潮といたしましては、NPO化する、体育協会は、それとか一般財団法人化する、公益財団法人化するという流れがござひます。そのメリットは何かと。それはもちろん教育委員会のほうでも研究をされておひると思ひるわけですね。ちょっと述べてみますと、そういうことにすることによって自主的な事業ができる。スポーツ教室の拡充とか、広告宣伝、また収益事業の拡大も行えるということですね。そして、2 点目にももちろん補助事業です。これは市との協働の強化、そうしたものを目指しながら市と協働してやる補助事業、そうしたものもあるでしょう。また、受託事業。これは例えばシルバーの会とか、そして保健とか福祉とかの関係者がこういう健康的な催し物

をやってくださいよと言って、そういうものを受ける受託事業、そういったものもあると思います。そして、もう一つは指定管理ですね、指定管理事業、そういったものがあると思います。

きのうの資料をスポーツ振興課長からいただいて、私、本当見直さなあかんなと思いました。きのう、私、質問で、体育施設管理運営費がいかに高いか、教育予算の中で、それを指摘させていただきました。その中で白鳥の合併記念公園、この管理費というものが2,220万円、すごい多額であります。これに使用料収入がわずかの86万円、3.88%の収入しかない。これ普通の商売的な勘定にしてみますと、2,138万円ほどの赤字になるわけなんです。そこに来てみえる方が3万7,000人です。それだけの合併記念公園、これグリーン球場、市民総合運動場、市民第1、第2テニスコート、白鳥第2体育館、合わせて3万7,000人です。

片やもう一つ例を申し上げますと、大和の総合センター、アリーナトレーニングルームというのは3万6,000人、あれだけで郡上の合併記念公園と同じ相当数の方が利用されております。そして、利用の使用料の収入は175万円、約倍以上ですね、あの球場からしてみれば、実態からしてみれば。やっぱりここは立派な運営をされているんだと思いますね。

それと、もう一つ立派な運営かなと思いますのは、八幡町、これが五町の体育館、那比の体育施設、そして八幡の総合運動場、郡上八幡テニスコート、小那比山村広場、あと学校施設の開放、これだけで6万人が利用されてみえます。そこで、使用料の収入は71万8,000円。ちょっと少ないですけども、郡上の合併記念公園と同額のものなんです。

ですから、こうした施設を、体育協会というものをもっともっと組織を充実させて、そして自己財源を持てるように郡上市が、5,000万円でも1億円でも2億円でもいいんです、基金を積んで、そして協賛金を、賛助会員を集めて、そして市民ニーズにしっかりと対応していく。そして、サービスも向上させ、収益事業の拡大につなげる。この使用料が10%ずつ上がる目標を立てられて出発すれば、郡上市が1億円か2億円の基金を積み立てても、私は将来これはペイできるということを思います。そして、もっともっと横のつながり、そして、これに関してスキー場とか、いろんなスキーのスポーツとか、そういう企業も一緒になって何かの大会をしようとする。かなりいい循環になってくるんじゃないでしょう。私はそう考えております。そのためにも、またこれも前向きな検討に入るというような答弁をいただきたいわけです。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 体育協会を公益財団法人化したらどうかと、それによって体育施設の有効利用が図られるのではないかと、そういう趣旨の御質問というふうに理解をしましたが、基本的に私も体育協会を財団法人化するという方向については、同じような考え方を持っております。ただし、時期として、今ということはなかなか難しいだろうというふうに思います。

何をやらなければならないかということですが、まず一つは、体育協会の組織の強化、これは各

スポーツ団体もそうですが、今あるそれぞれのスポーツ団体の組織化をより強力に進めていくということが必要だろうというふうに思っています。それから、もう一つは、財源の安定のために、どういうふうにして財源を確保するか。これは補助金も含めてですが、そういったことについて、きちんと体制を整えていかなければならないというふうに思います。

そこで、教育委員会としては、そういう体育協会を今後法人化するという、そういったことを前提にして、どういうスケジュールを今後立てていくかということについては、体育協会の現の体育協会あるいはスポーツ団体と協議を進めながら、今後の計画をつくっていききたいというふうに思っております。ただし、郡上の各スポーツ団体というのは非常に種類も多く、いろいろな団体が入っていらっしやいますから、そういった方の御意見というのは十分お伺いした上で、無理のない形で進めていききたいと。基本は、市民の皆さんが自分たちの手で、それこそ一市民一スポーツというのをより活発にしていくということだろうというふうに思いますし、その過程で、それぞれの施設が有効に使われるかということだろうというふうに思います。

そういう意味で、教育委員会としても、事務的な体制も含めながら、今後の支援体制あるいは今後の方向性といった部分について定めていききたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） そのような方向で、議会のそういった常任委員会でもそういうことを考えていかにやあかんなどということを思います。問題といたしましては、たくさんあるわけですけども、スポーツ推進委員は報酬として、しっかりとみられている。体育協会としては本当にボランティアが多い。同じ場所で行くわすことが多いばかりか、市からの要請で二つを呼び出されることもある。その中で、やはりそうした隔たりがあることも一つの問題であります。

そして、指定管理について申し上げますと、例えば高鷲町、高鷲のグラウンド、この指定管理は高鷲観光協会がやっていますね、ゼロ円。これ観光と宿泊の頭から入って行って、スポーツ団体のスポーツの競技を、大会を誘致するののかという入り口と、スポーツをしている体育協会が例えば指定管理になって、そういう大きい広い裾の中からそういう形を誘致して、そしてその中で今度観光協会との宿泊とマッチングしていくかと、入り口が2方向あるわけなんです。

ですから、そこを考えると、やはり芝の管理の問題もありますし、そういうことも考えると、そうした体育施設、ドルフィンさんのところは別ですかね、そういう入り口のことを間違えないように入っていくと、もっともっと活用も、そして芝管理にもつながるんじゃないかと、例えば思うわけです。

今の指定管理の郡上総合スポーツセンター、もうすぐ終わるか、もうすぐだと思えますけど、ここは9,500万円かかっているにもかかわらず、5,000万円余の収益を上げられている。こういう50%

は、10%以下じゃなくて50%は収益事業で上がるという施設に変えていかない限り、いつまでたっても変わらないということです。これができるのは体育協会の法人化だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その中の2点目の質問に移ります。強化種目の予算の増額を求めたいと思います。また、強化種目の選定や強化種目の予算について、現場を重視し、効果的かつ実績が向上するよう体育協会組織を軸に推進することはできないか、お伺いしたいわけです。

90万円の強化種目事業の予算が27年度は充てられているわけですが、前も指摘いたしました、少ないと思います。そして、その執行のされ方は、機材のポールを買って、二つのチームにあげる。例えば相撲であれば、まわしを買う補助にする。それだけで教育委員会のその予算というものの仕事は終わってしまうような感じです。検証はもちろんされたいと思いますけど。

しかし、これを増額して、体育協会にそれをどうやって使おうかということにしますと、いろんなチーム、スキーならスキーのチーム、めいほう、高鷲、白鳥なら白鳥、そういうところとのいろんな意思の疎通がとれます。それをどう使おうかということで必ず有効に使われるはずですが、しかし、いかにもこの予算が少ない。ですから、来年度、増額していただくことと、体育協会とも相談されて、強化種目の選定もしかり、そして、それにどれだけお金がかかるのかということもしかり、それをよく検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、強化種目についての補助金の関係ですけれども、私たちとしては、現在まずは第一歩を踏み出したということで御理解をいただきたいと思っております。そういう意味で、設備とか備品等も含めた、強化種目について全体的な予算というのは非常に大きいというふうには思っておりますが、今後、議員の御質問の趣旨は活動費について、できるだけもう少し自由性を持たせるべきだというふうに、今、私は理解するわけですが、そういったことについては今後体育協会とも十分話し合いを進めながら、どれだけの予算が必要なのかといったことについて、きちんとした意見聴取を行いたいと思っております。その上に立って、本当に必要な分についての予算化については、今後協議をしながら額については検討していくという、そういう現在考えでおります。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） はい、了解しました。

最後の質問、1 番目の大項目、本市の自然資源についてという非常にアバウトな質問をさせていただきます。

抽象的な質問ですが、教育長、本市における自然資源の中で、ここは海はありませんから、海とは言えませんよね、空気があるとか、太陽があるとか、それは関係なしに、郡上市においての特徴

ある自然資源というものは何か、簡単でいいですのでお答えいただきたい。

そして、教育の方針にも、やはり先ほどから申しておりますように、本市の資源、それと市の産業というものは密接な関係にあると。ですから、その産業をもっと子どもたちに教えていく、そして産業を理解させ、その産業に就職とかできるような、興味を持つような、そうした方針ももう一つ加えていただきたいということを思いますが、ほとんど載ってないですね、職場体験しか。そこをお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 自然資源として私たちが重要なものというのは、これは基本的には教育的な観点からですが、やはり山、つまりは森林であり、川、水だというふうに捉えております。それは最も基本的な自然でもあり、また郡上にとって、これまでの人々の暮らしを成り立たせてきたものであるし、文化を生んできたものであるがゆえに、山であり、川であり、その森林であり、水というふうに考えておりますし、この森林、そして水というものは子どもに未来にとって、そして未来の産業につながっていく非常に重要なものだというふうに思っております。そういう今の三つの理由から、最も重要な自然環境として捉えておりますし、資源としても捉えております。

そこで、いわば産業とのかかわりですが、現在でも例えば森林と林業の学習で間伐体験といったようなことも取り入れておりますし、それから森林の保全や有害鳥獣の問題についても、例えば中学校を中心に学習しております。また、小学校では、郡上学の中で自然と産業のかかわりについて、これは水産業も含めてですが、そういった活動はしております。こういったことについては、これからも引き続き自然と産業というかかわりで学習を進めていきたいというふうに思っております。

その中にこれから特に加えていきたいと思っておりますのは、森林にせよ、水資源にしろ、恐らく新しい産業を生み出していくものだろうというふうに私は理解しておりますので、そういう意味で、そういったことに取り組んでおみえになる、新しいことに取り組んでおみえになる方のお話を聞くといったようなことについても、内容として取り入れていって、森林と水というのはこれからの人間の生活にとってどれほど必要だということについての理解を深めていきたいというふうに思っております。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 森林と水、長良川という資源と、あと雪です、雪。雪が九州とか沖縄とか、そういうほうにはないので、ここは雪が資源の一つで、産業です。よろしくお祈りします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で山川直保君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時50分)

○議長（尾村忠雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 田代はつ江君

○議長（尾村忠雄君） 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、チャイルド・プアということで質問させていただきます。

先月、市町村議会議員特別セミナーに参加させていただきました。2日間、大変実のある講義を受けることができましたが、中でもNHK報道番組ディレクター、新井直之さんの「チャイルド・プア、子どもの貧困から見えてきたこと」と題した講演には胸を打たれました。子どもの貧困の現状として、2014年、厚労省発表によると、6人に1人、約300万人ということで、相対的貧困率16.3%と、過去最悪を更新しているとのことでした。相対的貧困率とは、子どもにとって、学ぶ、遊ぶ、医療を受けるなど、当たり前の生活が難しい状態を言うそうです。背景には女性の貧困もあり、3組に1人が離婚をし、親権は母親が8割で、母子世帯の平均収入が手取り179万円で、一般世帯の4割以下で、非正規の仕事かけ持ちでも低収入ということも起因しています。これは母子家庭全てに言えることではありませんが、加えて養育費の支払い率もわずか2割とされています。

また、子どもの貧困の実態として、こんな話をされました。小学生の子どもですけれども、給食が唯一の食事である、遠足に行けない、虫歯やけがの治療ができない。それから、中学生の話ですけれども、2年間の車上生活で学習が大変おきている。そして、高校生の話の中から、社会から孤立して、生きる希望を失っている。そして、これは19歳の人ですけれども、経済的理由で——経済的理由ということは、大変お母さんが経済的に困られて、そして亡くなられたわけなんですけれども、その母親を失い、今に至って自立ができないって、そういう子どもの貧困の実態の話をお聞きしました。

郡上市においては、こんな思いをしている子どもがないことを願っていますが、学校ではこういう実態をどの程度把握してみえるのでしょうか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

学校におきまして、こういう貧困の状態になっているかどうかと、児童生徒がなっているかといったようなことを発見をするいろいろな手段がございますが、まず一つが担任教諭を中心といたしました児童生徒の様子の観察でございましたり、あるいは家庭訪問あるいは三者懇談、それから健康面や衛生面におきます養護教諭の観察等から、そこに異変がございます場合には、貧困ということが大丈夫かということをもまず情報を得るわけでございますが、こういうことを職員間での情報共有をまず図るということでございます。それからまた、特にその中で気になる児童生徒につきましては、直接聞き取りを行う。それから、保護者等のいわゆる相談というような形でも行っております。

それと、この貧困の現象といたしましては、いろいろな学校での徴収金というのがございますが、こういうものが例えば滞納が出始める、長く続くといったような状況がございますので、そういう場合には事務職員あるいは教務主任が把握しておりまして、継続的にその状態を見守って、余りこういう状態が続くような場合には、例えば後ほど対策のほうでもございますが、就学援助費等をお勧めするとか、そういうこととして継続的なかかわりを持つようにしております。これらの対応で把握できる範囲では、今、御質問にございましたような貧困の事例というものは、今のところはないというふうに判断をしております。

なお、参考までに平成27年度の就学援助世帯でございます。これは所得が生活保護基準の1.5倍未満という世帯が対象となりますが、これが79世帯、うち母子家庭が71世帯、人数では小学生が54人、中学生61人ということでございます。なお、全小中の保護者の世帯数でございますが、こちらが2,727ということになっておりますので、これで割りますと3%弱といったようなところで、大体毎年この3%前後といったようなところで数値的には推移をしておるようでございます。

以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 郡上市として、今、次長より説明いただきましたように、余りそういうことはないということでしたけれども、このチャイルド・プアというのは経済的な貧困にとどまらない、心の貧困ということが問題だと思います。新聞の記事でも見たですし、またテレビの放映等でも皆さん御存じのことと思いますけれども、最近、ひとり親家庭の親は夜遅くまで働きづめというケースが少なくない。これはやはり収入が昼間働くだけでは追いついていかないということで、夜も働かなくてはならないと、そういうことで、そういうケースが少なくない。子どもは家庭で夕食もとれず、また行き場を失い夜のまちを出歩いたりして、犯罪に巻き込まれる懸念もあるということで、最近ニュースになったこともありますので、こういう心の貧困ということも私は大変大切な

ことだと思えます。

郡上市は子育て支援が進んでいると思えます。でも、子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、誰かが助けてくれる社会、働けば報われる社会、そして子どもを安心して産み育てられる社会へ、市は今後どのような対策を考えておられるかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、まず私のほうからは教育のほうにちょっと限りまして答弁をさせていただきたいと思えますが、平成26年の1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが施行されておまして、これを受けまして、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とされました法律でございますが、これに基づきまして、子どもの貧困対策に関する大綱というのが策定をされております。この大綱の中身でございますが、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策としましては、まず1つ目が教育の支援でございます。それから、2つ目が生活の支援、3番目が保護者に対する就労の支援、4番目が経済的支援という、この4本の柱ということになってございますが、教育委員会としましては、この今の教育支援というところでございます。

これは学校がこの貧困の子どもたちのまずプラットフォームの役割を果たすというようなことで、子どもがやはり登校してまいりましたときに、先ほど説明させていただきました、担任によりまして観察でございましたり、あるいは家庭訪問、三者面談あるいは養護教諭等の観察等で、貧困であるかどうか。これは例えばいじめでございますとか、あるいは虐待といったようなこともございますけれども、そういったことを一番早く発見できる立場にいるといったようなことで、学校がその窓口となりまして、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくという役割を果たすようにしていきたいということでございます。

また、先ほどの実態把握の質問でお答えしましたとおり、担任によりまして観察等もございますが、例えば学校外の様子、その他の家庭につきましても、民生児童委員でございましたり、あるいは民生児童委員会との懇談会等で情報を共有をしまして、特に心配な家庭につきましては、直接、児童相談員でございましたり、あるいは民生児童委員につなげておるといった状況でございます。

なお、このほか経済的理由によりまして就学が困難な家庭には、先ほど申しました、就学援助費の申請もお勧めをしておりますし、これはまたちょっとこの貧困というところからは若干外れるかもしれませんが、幼児教育にありましては、子育ての経費の保護者の軽減を図るといったことで保育料のほうを見直しておりますし、それから経済的理由によりまして高校でありましたり大学等への進学をあきらめると、そういうことがないように奨学金制度あるいは教育ローンに係ります利子補給というような対策も実施をしております。

教育の面につきましては、以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 私のほうからは、今ほど教育次長が説明をさせていただいた大綱の2つ目の柱となります生活の支援について、若干現状も踏まえながら御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

ひとり親家庭のお子さんの保育を確保するというところにおきましては、幼稚園同様に保育園の保育料の軽減、これは貧困の家庭に限ったものではございませんけれども、こういった対策であるとか、放課後児童クラブの利用料の軽減というようなどころを行っているところでございます、この放課後児童クラブの利用料につきましては、母子または父子世帯の利用料は半額免除と、こういったような措置を講じているところであります。

また、貧困家庭が社会的に孤立しないように、ことし4月から施行がされてございます生活困窮者の自立支援法、この法律に基づきまして対象となられる方に対する相談事業と申しますか、こういったところにつきましては、福祉相談センターというものを4月に開設をさせていただいて対応をしているところであります。

さらに、ひとり親家庭等の皆様からは、さまざまな相談が、お問い合わせがあるわけでございますけれども、自立に必要な情報提供を行う母子自立支援員、これは児童家庭相談員も兼ねておりますけれども、専任の職員1名を配置をするということであったり、住宅支援策としましては、母子または父子の家庭におかれましては公営住宅に係る優先入所と、こんなようなどころの取り組みも進めさせていただいているところでございます。

それから、大綱の3つ目の柱になっております保護者に対する就労の支援というところでございますけれども、ひとり親家庭の自立を支援をさせていただくというところで、生活の安定というところを目的にしてございますけれども、高等職業訓練促進給付金制度というものがございまして、そういった制度を運用しております。具体的には、これは過去の実績でございますけれども、ひとり親家庭のお母さんが保育士、幼稚園教諭の資格を取得されたり、准看護師の資格を取得されたりと、そういったところにおける給付金の支給というような制度も運用をさせていただいております。

それから、4つ目の柱でございます経済的な支援というところでございますけれども、議員御承知の児童扶養手当という制度がございます。18歳までのお子さんを養育してみえる保護者に対して支給をさせていただいている手当でございますけれども、手当額は所得によりまして差異はございますけれども、全額支給の場合、1カ月4万2,000円、2子加算ということで月額5,000円、3子以降につきましては3,000円の加算という制度でございます。現在の受給世帯でございますけれども、229世帯、対象の児童数は356人というところになっております。

また、母子であるとか父子家庭において就学等に資金が必要な場合につきましては、母子父子寡婦福祉資金というような制度もございまして、こういった制度であるとか、生活保護の制度、さら

に母子・父子家庭等に対する医療費の助成制度と、こんなところを制度として運用させていただいているところであります。

議員御指摘のとおり、貧困は、子どもの自己肯定感であるとか、自尊心を傷つけ心の貧困ということにもつながるということ、御指摘のとおりかというふうに思います。特にひとり親家庭に対しましては、社会的に孤立されないように、教育分野、さらに子ども健康福祉分野は当然のことながら、地域における関係者の連携協力、民生委員さん、児童委員さん、さらに福祉委員さん、それから自治会等、こういった方々の御理解また御協力等もいただきながら、地域社会の中でつながりを持ちながら生活できる支援が大切であるというふうに考えております。この親の貧困が子に連鎖を及ぼさないようなところで、今後とも教育、生活、保護者の就労、経済等々、この四つの支援を柱としまして、関係機関また団体と連携を保ちながら、お一人お一人に寄り添った支援に努めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) それぞれの分野でありありがとうございました。なかなか、これは見えてこないというのが私は実態だと思いますので、子どもの可能性の芽を貧困でつまないような、そういう今おっしゃいましたような地域社会がみんなで見ていくという、そういう思いで民生児童委員の方も含めて、そういう方たちともに目を配っていく必要があることだなということを感じますので、どうか郡上市としてもこのことについてはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次のところに移りたいと思います。「流してみたら流れた!よかった」は違いますが、こういう大変説得力のあるキャッチフレーズが広報郡上に出ておりました。「下水道に異物を流さないでください」という見出しで、環境水道部からのお知らせを見たのは、たしか広報郡上8月号だったと思います。以下、広報郡上に記載されていたことを抜粋いたします。「家庭から出た排水は下水管を流れて処理場に到達します。下水管のマンホールには要所に汚水をくみ上げるポンプが設置してありますが、最近、ポンプに異物が詰まるトラブルが増加し困っています。異物混入によるトラブルは年間約200件発生しています。こうしたことが原因でポンプが故障すると、汚物があふれたり、近所の御家庭の下水道が使いなくなることもあります」と、このように書いてありました。

私も、この件については以前から非常に関心があり、うっかりトイレのお掃除シートを流してしまったことがあります。「ああ、よかった。詰まらないで流れていってしまったわ」と、自分で納得をした覚えがあります。しかし、使用上の注意が幾つか箇条書きにしてある中に、あるものには「原紙は水に溶けないので、トイレに流さないでください」と書いているものもありますが、

「お掃除の後はトイレに流せます」と明記してあるものもあります。

台所では、皆さん水切りネット等の使用により、ごみが下水管に流れてしまうことはほとんどないと思いますが、もう少し詳細にこんなものが流れてきたという状況を教えてください。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず最初に、現状につきましてでございますけれども、市内の下水道にはマンホールポンプが334カ所と、少し小さくなりますが、宅内ポンプが152カ所、合わせまして486カ所のポンプ場がございます。点検の維持管理につきましては、地区ごとに3社の維持管理業者のほうの委託しております。平成26年度中にマンホールポンプの異常通報、停電等を含みますけれども、こちらにつきましては1,147回発生しております。そのうち異物の混入によるトラブルは269回という形で発生しております。

御質問の下水管に混入してポンプに支障を来す異物でございますけど、ティッシュペーパーとか、それからキッチンペーパーなどの水に溶けない紙を初めまして、女性の生理用品ですとか、赤ちゃんから、また大人用の紙おむつ、ペット用のトイレシート、それからトイレクリーナーなどがございます。過去にはタオル、ズボン、それからシャツ、パンツなどの衣類、また携帯電話ですとか、財布、腕時計、変わったところでは注射器など、偶然とは思えない、驚くようなものが流れてきたこともございます。

トイレクリーナーでございますけれども、水洗トイレの取り扱い上でございますが、汚物及びトイレトーパーパー以外のものを流すことを禁止しているところでございますが、トイレクリーナーなどのパッケージは、トイレに流せる、また水にほぐれると記載されたものがございます。これはあたかもトイレトーパーパーと同程度のほぐれやすさを有していると、あるいは使用後にトイレクリーナーを流しましても、水洗トイレの取り扱い上、問題は何ら生じることがないような表示がされております。このことに対しまして、消費者庁は、表示上の考え方を事業者に周知して、現在、改善を促しているところでございます。改善しない場合には厳正に対処するというふうにしております。トイレクリーナーでございますが、こちらは生理用品などと一緒に燃えるごみとして処理していただけると、大変ありがたいと思います。

以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、実際に汚物があふれて近所の御家庭の下水道が使えなくなったときなど、どのような調査でその問題箇所が特定できるのでしょうか。また、トラブル発生時の改善までには、今言いま

した、どのような工事がなされるのかということも教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

故障箇所の特定でございますが、マンホールポンプにおきましては、緊急通報システムというものを設置してございます。異物がこのポンプに詰まると、また機械、それから水位が異常になります。こういうのが発生しますと、自動で電話による通報が入り現地へ出動するという体制をとっております。また、一部の宅内マンホールポンプでございますが、こちらにつきましては、ブザーですとか回転灯により異常を知らせるものもございます。現地では、マンホールポンプをまず引き上げて、そしてポンプに詰まった異物を、手作業でございませうけど、全部それを取り除くという作業を行っております。それから、マンホールポンプ内に異物が残ってないかというのを全部さらえて確認をさせていただいております。その後、ポンプの運転を確認といいますか、これは電流で負荷がないかというのを確認させていただきまして、ポンプを戻しまして、それから再度、動作確認をします。昨年度の実績から申しますと、1回の作業に約2時間を要しております。

どういう形のものがという形でちょっと持ってまいりましたが、ちょっと写真が小さくて申しわけございませんが、こういうような形で、下着ですか、下着は、これ女性の下着だと思われませうが、それから紙類、それからこういうゴム手袋とか、こういうもの、それから繊維質という形で、物はちょっと特定できませんが、こういうもの、それから広げると、どうもこれは雑巾だというような、こういうようなものが実際流れてまいります。流れてまいりますと、そのポンプの区域というのが大体特定できますので、そうしますと、その地域の皆様にとということで緊急的に回覧と、同じ箇所で2週間続けてとか、一月に二、三回あった場合には、すぐ回覧をこういう形で回らせていただいて、裏のほうには、下水には流してはいけないものというチラシをつくっておりますので、こういうものをつけさせていただいて現在回らせていただいております。最近ですと、4月からではもう2回、市内では回らせていただいております。

それから、御家庭であふれて使用できないという御質問でございましたけども、これは構造上からまいりまして、本管から取り出し管というもので各家庭へ引かれております。本管よりもそちらの管のほうが口径が小さいものですから、詰まるのであれば小さいほうで詰まります。本管へ入ると大きくなりますので、一般的に詰まるというのは、本管から御家庭への取り出し管で詰まることが考えられます。そういう場合でございませうけど、まず点検口とか、そういうますのふたを全部あけて、まず水が流れているかどうかを確認して、流れていなければその区間だという特定をさせていただく。あと、鏡ですとか、そういうものを使ったり、もしくは管路用調査カメラも持っておりますので、カメラで調査を行います。これが特定できますと、排水用高圧洗浄機というもの、もしくはワイヤ排水管の清掃機等です。これはワイヤの先っぽにこういうものがついておりまして、

これだからめとるとかというような形で引き出すものでございますけども、そういうようなものをして取り除くという作業を行っております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) やはりこういうものが詰まると、本当に大変な思いをされるんだということがよくわかりました。お風呂場の排水口のところにたまる髪の毛なども、これをそのまま流すような人はいませんけれども、わずかな髪の毛なら、もう流れていってもいいわと思ったりします。しかし、これもちりも積もれば、どこかで故障の原因になるのかなと、後からよく考えることがあります。ごみの減量のお話は、今までいろいろな勉強会をさせていただいて、やってきましたけれども、下水道の仕組みとか、こういうことを注意するという勉強会は、今まで余り受けたことがありませんので、またどこかで開催していただきたいと思います。

また、みんなの心がけ一つで下水管の長寿命化につながるようなことがあつたら、簡単にできる、私たちにできることで結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

まず、下水道のPRといたしましては、これまでも下水道の適正な使用に関するお願いや、加入促進を図るために、ふるさと祭りですとか、それから環境展などのイベントのときに下水道の仕組みを紹介するコーナーですとか、相談受け付けのコーナーを設置しております。パンフレットの配布ですとか、またホームページへの掲載などを行ってまいりましたが、今後、学習会の開催など、これまで以上に広報活動や啓発行動を行いたいと考えております。

下水道の長寿命化といたしましては、下水処理場や合併浄化槽というのは、まず微生物の働きによりまして汚水を浄化する仕組みとなっております。したがって、各家庭におかれましては、油類ですとか薬品などのこの微生物が死滅するおそれがあるものにつきましては流さないこと。それから、最近の事例では、ここ近年でございますけど、灯油の流入による事故が3件発生しております。また、先ほど言われましたように、ポンプの軸なんかには髪の毛が絡まっていることも見受けられますから、水に溶けない異物を下水道にはとにかく流さないというふうにしていただきたいと思います。

それで、特に皆様をお願いしたいのは、下水道に優しい方法といたしまして、例えば食器なんかの食べ残し、それから油污れなどは必ず拭き取ってから洗っていただきますとか、それから石けんとか洗剤でございますが、こちら必要以上に使わない、こういうようなことが上げられると思います。各家庭ではほんの少しの取り組みでございますが、これが全家庭に御協力いただきますことによりまして、大変大きな効果というものが期待できると思います。下水道を上手に使うとい

うことは、まず家庭でできる一番身近なエコ活動という、こういうような気持ちで心がけていただきますと、ありがたいと思います。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 大変勉強になりました。ありがとうございました。

それでは最後に、空き家をこんなにふうにご利用できませんかということで質問をさせていただきます。時間の関係上、一括して質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、赤ちゃんの駅設置についてということで、赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた保護者がおむつがえや授乳に気軽に立ち寄れる施設です。子育て家庭の外出を支援し、社会全体で子育てを応援する意識を育むための事業の一つとされています。郡上市においても、毎年毎年、観光客がふえ、大変まちはにぎわっております。特に、踊りのシーズンともなると、小さな子どもさんを連れた家族連れも多くなります。乳幼児を連れたお母さんというのは、外出するとなると、それが近場であろうが、遠出であろうが、大変な荷物を持って出かけなければなりません。なぜなら、赤ちゃんというのは想定外のことが起こるからです。私も、最近孫と一緒に出かけたとき、経験しました。さっきまでにここに笑ってチャイルドシートに座っていた子が何の前ぶれもなく突然噴水のように嘔吐しました。かえの服まで用意していなかったので、慌てて子ども服のお店を探し、着ているものを全部脱がして大騒動したことがありました。きっとこんな経験をされたお母さんはいっぱいみえると思います。

郡上市において、公共施設の中で赤ちゃんの駅のような機能を持ったところはどれくらいあるでしょうか。また、その施設ができることはなんでしょうか。まちの中には空き家がいっぱいあります。子育てに優しいまちとして特色ある赤ちゃんの駅の構築を考えられてはいかがでしょうか。これが第1点です。

もう1点は、空き家の関係で、踊りシーズンの無料休憩所ということで質問させていただきます。冷夏と言われていた、ことしの夏は、日本一暑い日もありました。また、台風、秋雨前線の影響でぐずついたお天気が続いたりもしましたが、踊りシーズンはまずまずのお天気だったと思います。踊りの人出は、例年に比べどうだったのでしょうか。市民の皆さんにお聞きすると、どこの踊り会場もとってもにぎやかで、うれしいことに地元の子どもの姿が多くなってきたということでした。最初にことしの夏の郡上おどり、白鳥おどりの総評をお聞きしたいと思いますが、これは9月議会が始まって以来、随所でことしの踊りの人出につきましては説明がありましたので、簡単に教えていただきたいと思います。

それで、観光客の誘致にもそれぞれの立場で努力をされているおかげで、こういうふうになん

ぎやかになっていると思いますが、せっかく外からおいでになる皆様に御不便をかけていることはないでしょうか。トイレとか駐車場の不満の声はなかったでしょうか。また、女性にとって特になんですけども、浴衣の着がえ場所に困ったという女性の声をよく聞きました。徹夜踊りでちょっと一休みしたいという方も含め、このシーズンだけでも空き家を利用して無料休憩所があちこちにあってもいいのではないのでしょうか。

この2点について市のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、最初の御質問の赤ちゃんの駅につきましては、児童福祉という観点もございますが、観光という観点からという御質問の趣旨かと思えますもんですから、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、踊りにというお話がございました。徹夜踊りの例えば授乳可能施設ということをまずお答えしたいと思いますが、夜間の授乳可能施設につきましては、常盤町のふれあい会館の2階を女性用の無料更衣室として開放しておるところでございますし、また愛宕駐車場におきましても仮設のシートで囲った更衣室がございますもんですから、そこで授乳ということも可能でございます。また、会場付近になりますと、旧庁舎記念館の2階の和室が救護室、さらに御要望に応じて授乳のスペースといったことを行っております。それから、有料ではございますが、中央コミュニティセンター、こちらのほうも徹夜期間は休憩室でございますもんですから、授乳スペースとして使用していただけるという、4カ所になっておるところでございます。

それから次に、赤ちゃんの駅の機能を持った公共施設というのは一体市全体でどれくらいあるのかといったことを6月現在で児童家庭課のほうで調べてございます。保健センターあるいは児童館サロン、社会教育施設、庁舎、19施設のうち、授乳室やスペースがあるのは4施設、それから空き部屋が活用できるという施設が7施設、それから授乳室のスペースがないというのが8施設ございました。通年で授乳室もしくは空き部屋活用できる施設というのは、10施設があらうかと思えます。このうち、八幡地内では八幡の保健福祉センターがございまして、あと児童館や総合文化センターでも可能であらうというふうにして思っておりますが、ただ、利用時間が開庁時間ですし、土日が閉館になりますもんですから、観光客の利用まではということは想定されないところでございます。

それから、もう1点、おむつの交換の施設でございます。これは市役所の本庁舎、これは身障者トイレ、多目的トイレがございまして、市内13の公共施設がございまして、利用については、公衆トイレや道の駅のトイレを除いて、これもまた土日閉館でございますもんですから、平日は使えますが、土日は無理ですし、夜はちょっと無理だということでございます。八幡の市内におきましては、南部コミュニティセンターのトイレ、それから旧庁舎記念館の裏のトイレ、博覧館のトイレ、城下町プラザ等、6カ所のトイレではおむつ交換用のベッドを備えておまして、これも室内にあ

ります施設内では営業時間に限りませんが、あとは24時間、観光客の方が利用していただけるというものになっております。

御質問の空き家の利用でございますが、これについては今年度から空き家の移住促進ということで事業を開始しておりますが、現在のところ、赤ちゃんの駅としての活用ということは想定をしておりますませんものですから、今後、空き家の活用については一流の観光地の子育てに優しい観光客サービスの事例というものを学びながら、今後の市街地のまちづくりの中で検討したいと考えております。

一つの課題といたしましては、やはり授乳スペースやおむつ交換所がなかなか観光客の方にどこやと知らせることをちょっと今やっておらんというのが、大変申しわけないんですけど、事実ですので、そのあたりをまずは「ここができます」というのを地図に表示するとか、そういうことは進めてまいりたいと思っております。済みません、時間がありませんものですから、早口でお答えをいたします。

それから、もう一つ、まず総評でございます。これも簡単に申し上げまして、いろいろとお話は既にしておりますものですから、郡上おどりについては、32日中、1日が中止となったということでございますが、あとは大変好天に恵まれてまして期間中の合計が32万100人という人出でございます。昨年と比べまして6万9,000人以上の増加となったというものでございます。白鳥おどりにつきましても、6万900人でありまして、前年度対比5,300人の増加ということで、大変天候に恵まれて多くの方においでいただいたと。

特に、御質問の子どもたちの参加という点につきましては、教育委員会のほうで市内小中学校の協力によりまして、子どもおどり発表会を実施されておりました、今回は市内9校から223名——昨年でございます。ことしは9校が10校にふえまして、実に325人の小中学生に参加していただいたということで、大変盛況でございました。年々、子どもたちの参加がふえておるといってございます。

御質問の観光客からの不満の声ということでございます。ことし初めて徹夜踊りの本部のほうでアンケート調査を実施をいたしました。3ブース、答えていただいた数が328人と、ちょっと少な目でしたが、それを分析いたしますと、まず1点目が駐車場のやっぱり御不満、遠いというところが一つございました。それから、トイレ、これが54名です。休憩所がない、16人。着がえ場所が欲しい、15人といったような状況でございました。

まず、着がえ場所につきましては、徹夜期間については、先ほど申しましたように、常盤町のふれあい会館でありますとか、愛宕駐車場の仮設でございますとか、あるいは縁日踊りの期間については城下町プラザ2階で部屋を貸し出しをしておるといって状況がでございます。また、有料というところもございまして、それから民間のほうでも浴衣の着つけサービスということもやっております。

こういったことも含めまして、今後、例えば郡上八幡産業振興公社という、ちょっと固有名詞を出して申しわけないんですが、そういったところで事業を企画して、有料の着つけサービスなんかも今後進めてはどうかといったことで呼びかけてまいりたいというふうにして思っております。

次に、無料休憩所でございます。これは徹夜踊り期間中は、旧庁舎の前の駐車場や八信の前あるいはめぐみの農協の八幡支店の前にベンチを置かさせていただいております。そこで一休みをしていただくということと、中央コミュニティセンターでは有料の休憩所を開設をしておることがございます。

空き家につきましては、現在、今の空き家利活用という点では想定はしておりませんが、いろんな、どういった管理をするんやというような課題もございますもんですから、そういったような課題も検討しながら、公共施設とともに休憩所の利用について検討してまいりたいというのを思っております。特に、踊りの観光客のニーズといたしましては、やはり高齢の方もふえましたところから、ちょっとの間ベンチに腰かけたいなというニーズがやはり多いと思います。市街地のまちづくりの中で例えば軒先の活用をもう少しやらせていただくとか、そういったことについても有効利用を検討したいと思っております。

さらに、先ほど申しましたように、期間中に臨時で喫茶スペースを開業される方もおみえですから、あるいは休憩所を開設される方もおみえですから、何とか事業化という方向も、対価をいただくという方向も、郡上おどりの中であるのではなかろうかというふうにして考えております。

最後に、トイレでございますが、町なかの公衆トイレが少し老朽化しておりますもんですから、これは早急に順次直せるところから直してまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 済みません。慌てさせまして済みません。

アンケート調査をされて、それに向かっていろいろ改善をされるということで、またこれはお願いしたいと思います。

赤ちゃんの駅につきましては、授乳が私は一番大変だと思うんです。お乳の出ない人はお湯が欲しいということがありまして、やっぱりそういう施設も要るんじゃないかなということも思いますので、今後の課題としていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時42分)

○副議長（上田謙市君） 議長を交代いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 渡 辺 友 三 君

○副議長（上田謙市君） 15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま上田議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、1つ目の質問でございますけれども、作文するうちに問題が絡まってまって、2つの点になりましたので、御答弁のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

今回、この木曾三川流域サミットからという項目で御質問させていただきますけれども、川といえますか、水といえますか、大変恐ろしいものでありまして、さきの鬼怒川における堤防の大決壊におきましては、大変な被害が出ており、死者もお見えになるようですし、家屋も随分流されて被害を受けられたということが大変広範囲にわたって起きておりますけれども、どこでも台風、また、豪雨等、どこでどのように発生してくるかわからないような状況でございます。普段からこの安全対策、安全確保という点につきましては、行政の立場、また市民の立場でもそれぞれが考えて対応しておかないかということかなというふうに、ひとつ学ばしていただいたところでございますけれども、今回、第5回目の木曾川流域自治体サミットということでございまして、これを終えられた市長の御感想がお伺いしたいわけでございますが、去る8月の19日、この当八幡町の総合文化センターにおきまして、木曾川流域27自治体の市町村長さんらが100人ほどお集まりだったというふうにお聞きしておりますけれども、白山開山1300年記念、木曾川三川自治体流域サミットが開催されております。

これまでの記録を見ますと、過去4回は全てこの木曾川流域での開催であって、長良川流域では今回のこの郡上市が初めての開催であるかのような受けとめをしておりますけれども、基調講演では、長滝白山神社宮司の若宮多門さんによります「命の源白山の自然と文化」と題した講演、また、続きましては、日置市長を初めとしまして、有名な——有名なんて言いますと大変失礼でございますけれども、名古屋市の河村市長さん、そして、奥村郡上漁業組合組合長さん、それから、NPO法人の水の学校理事の水野さん等の4人のパネリストと、そしてコーディネーターには、NPO法人の平野理事長によりますパネルディスカッションが行われております。

その後は、どうも市町村方で意見交換が開かれたようでございますけれども、開催地の市長として今回のこのサミットをどのように総括されているか。「水が育む自然と文化に感謝し、次世代へ

つなぐ持続可能な流域を創造する」のテーマに向けまして意見交換はどのようなものであったのか、市長の御感想をお伺いしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいまお話がありましたように、去る8月19日、そして20日と、この郡上市におきまして、第5回の木曾三川流域自治体サミット in 郡上市と、こういう催しが開かれたわけでございます。この木曾三川流域自治体の、このサミットの母体になる連携会議というのがあるわけなんです、これは平成22年度だったかと思いますが、名古屋市の河村市長さんが呼びかけて、名古屋市も非常に木曾三川のいろいろ河川の恩恵等を受けているということで、ぜひその流域の関係市町村といろんな問題で連携をしていきたいと、こういうことで呼びかけが始まったものでございまして、そして、名古屋市のほうで会議を開くのと、それから、もう一つはその構成市町村を持ち回ってサミットをやるというようなことで、御指摘のように今回第5回で、これまでは大体、いわゆる木曾三川の中でも木曾川流域の各自治体を会場にしてやってきたわけですが、今回郡上市でやらせていただいたわけでございます。

渡辺議員もたしか御出席をいただいておりますので、最初の講演やあるいはパネルディスカッション等については、御承知をいただいているかと思いますが、その言わば集まった首長等によりまして、自由に意見交換をやりましょうということでありました。その中で出てきた話の幾つかを申し上げますと、一つは、現在上流域の自治体は、その豊かな水を生み出したりなんか、あるいは、きれいな川の水を保つというようなことで、森林整備であるとか、下水道整備であるとか、いろんな形で財政需要というのがあるわけですが、そういう意味では何とかそうした河川の恩恵にあずかっておられる下流域に一定の財政支援ないしは財政負担をしてもらいたいという気持ちは持っているわけですが、そういう中で既に先例といたしまして、愛知県の愛知中部水道企業団と、これは東郷町、日進市、豊明市、長久手市、みよし市というようなところが木曾川から受水をして、それを水道水源として使っているわけですが、市民から頂戴する水道料金の中から1トン1円の金額分を、その水を供給をしております一番上流域の長野県の木曾広域連合のほうへ年間およそ3,000万円程度というふうにお聞きしましたが、森林整備等の財源として使ってくれというような形で上流域のほうへいわば還元をしているという制度が紹介をされました。

これは非常にいい制度だなというようなことで、ぜひこれは特に愛知県あたりのそういった下流域の市やなんかでこういったものをもう少し大々的にやれないかというような話がございました。ぜひ「隗より始めよ」で名古屋市にやってもらえませんかというような話を河村市長にも出しましたが、河村市長は、また別の面で税制上は大分国のほうへ地方への支援のために納めてるって

うような話もありましたが、検討をしてみたいようなこともおっしゃっておられました。

こういう一つは、やはりどうしても上流域と下流域ということで、こういうお互いに財政の負担、資源というようなことは、これはこれまでも例えば、水源税であるとか、森林税とかというような形で、そういう圏域を超えたような形で、何らかのそういう税制が制度的に創設できないかというのは、これはもう長年の懸案ですけれども、こういう形で、いわば市民の皆さんから受水、水道利用者から集めている料金の中から、いわば受水の市町村のほうとしては、例えば、行政改革等もしながら、その1トン1円分だけは上流へ還元するというふうな仕組みは非常にいい制度じゃないかというようなことで、これは、今後もう少し拡大の余地がないかということを検討する大いに価値があるなというような話が出ました。

それから、やはりこの連携会議のほうですが、特段のその構成市町村によって予算化をしてるわけではなくて、こういう会議があるたびに寄っていると、集合してるというような形のものなので、もう少しこの会議の活動を強化するということのためには、構成市町村がある程度の予算を持ち寄って事業計画等立てて、いろんなもろもろの事業をやったらいいんじゃないかというような提案もございました。

それから、上流域のほうとしては、いろんな支援制度も大切なんだけれども、何といたっても林業を元気にするためには、下流域のほうの市町村でももっと木材を使ってくださいと。公共施設の木造化とか、そういうようなことで木材需要を大いに下流域のほうも喚起をすることによって上流域の市町村、森林、林業も元気になるということなので、そういう点をさらにいろいろと考えていただきたいというお話がございました。

そのほか、いろいろこの流域全体の交流の推進というようなことで、いろんな話が出まして、私のほうでこの意見交換は、一応座長役をやらせていただいたわけですがけれども、これもその場限りということのないように、これからじゃ今後どういうふうにして皆さんにお諮りをしていくかということについては、連携会議の事務局である名古屋市と今、今後どのような形でつなげていこうかということについて相談をしているところでございます。

そういう意味で、二十数自治体、広域連合の首長さんたちが郡上へ集まっているいろいろと意見交換をしたということは、大変有益な集まりであったという感想を持っているところでございます。

(15番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。市長、若干、ここでこの次の質問がかぶるところがあるんですけども、この当日いただきました、この名古屋市でおつくりになってみえる市町村三川流域、水でつながる命という書類ていいますか、あれがあったんですけども、これには郡上市と名古屋市とは歴史を大切にしまちづくりでつながっていますと。

これによりますと、春日井市の鳥居松というところには、白山一の鳥居があったと言われておるようでございます。春日井市鳥居松ですね。鳥居松沈殿池の周辺地区ということで、名古屋市の水道100年の歴史を支えてきた場所だそうですね。どうもこないだディスカッションのときも河村市長の発言の中には、やはり名古屋市は木曾川流域なので、どうしても東濃ヒノキを重視のような受けとめ方をしたんですね。加子母ヒノキというようなことで、長良川流域の源流の里づくりとして郡上市も随分頑張っておっていただくわけですね。奥村組合長の広葉樹の植林活動、それからまた、日置市長のやはり山づくりの大切さなども発言をしておっていただきました。

その中で、その今そのときの意見交換の場での内容をお聞きしたわけですね。この郡上市の源流の里、この水を大切にするという面での評価については、皆さん方、どのような認識、またどのような評価をされていたのか、お伺いをしたいと思いますので、市長の受けとめられたところをお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（上田謙市君） 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私は、パネルディスカッションの際に、郡上市がやはり長良川、あるいは郡上市はあのときも申し上げたと思いますが、郡上市は必ずしも長良川水系だけでなしに、木曾川水系も和良川というような川を通じてあるんですよという話もいたしました。いずれにしても、川の水、豊かな水をつくるということと、そしてまた、上流で使った水はきれいな水にして下流のほうへ流すというようなことのためには、森林整備であるとか、あるいは下水道の整備であるとか、あるいは当日も高鷲の農業地域における沈砂地といいますか、広大な畑の土が、その雨が降って長良川の源流へ流れ込んで濁流とならないように、随分御苦勞をさせていただいてるというような話も紹介をしながら、これだけ上流域は頑張ってるということを下流域もよく認識をしてくれという話をしました。

それについては、郡上市がやってることの評価はともかくも、他の上流域の首長さんたちも大変共感を示していただきましたし、また、下流域のほうの首長さんたちも、ああそういうことをやるとのかということについても理解をいただいたというふうには思っております。

（15番議員挙手）

○副議長（上田謙市君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 皆さん、パネルディスカッションのときの皆さん方、4人の方の御発言、本当に聞いて、水の学校の委員長さん等も、やはり山も大切であるというようなお話もしていただいて、新聞にもそんなことも紹介もされておるところでございますが、先ほどの19日の晩は、ちょうど郡上おどりの団体踊りコンクールで、この意見交換が終わられた後に、市長とともに河村市長が会場へ見えたときは、一つのパニックになりそうな状況で、本当に地域の皆さん方も河村市長にいろいろと何か写真を撮ったりとかしてみえましたが、河村市長を見ております

と、どうもパフォーマンスが好きなように受けとめまして、ここからはちょっとこのサミットとは離れた御質問をするわけでありましてけれども、ただいまも市長のほうから下流域のほうでもっと木材を使えというような、使ってほしいというようなこともそのときに話も出たというようなことを今伺いましたわけですが、実は、こないだ先日の決算のときにも出ておりましたが、天空を背景に人気のこの郡上八幡は全国20位というような新聞にも載っておったんですが、もう一つありますのは、河村市長が、これ今決定されとるわけですが、名古屋城を木材化構想というのがあります、今、鉄骨であります名古屋城を木材で再建するというふうなことの計画——計画と申しますか、河村市長には思いがあるようでございまして、どうもこないだのサミットのときにもちらっとそんなようなこともお話に出とったかと思うんですけども、特に、東京オリンピックの開催が決定されてからは、積極的に名古屋城の木材再建に向けて動きを活発化して見えるようであります。

何か名古屋城懇談会というのを開かれて、戦後のコンクリート天守閣再建のときに寄附した人、寄附を出した関係者を招いて、今後の木材再建築について御意見を伺ったと。そんな中で、やはり一つには、木造での昔どおりのものができたらすばらしいとか、観光の目玉になるなら、木造化するなら応分の寄附をしたいとか、関係者からそんなおおむね歓迎の声が出たというようなことで、河村市長も随分と我が意を得たりというようなことで張り切ってみえるようでありますけれども、名古屋城のほかにも、これ1つ目は、江戸城——江戸城っていうんですけども、文化庁によると全国での天守閣の木造再建が検討されている国宝を初め特別史跡等、江戸城、また名古屋城、そして、神奈川県の小田原城、国史跡以外でも愛媛県の大洲城がこないだ再建されようですけども、静岡の駿府城等も木造化というようなお話も出ておるようなことでございまして、この名古屋城の木造化構想、財政的にもどうも設計の上からもかなり難しい面もあるようでございまして。また、市民の中にも賛否両論あるようで、河村市長の思いでは2020年には竣工したいというようなお話もありますけれども、なかなかちょっと難しいのではないかというような判断がされておりますが、やはり何かをこの郡上として売り込んでいくには何かあるやろうというようなことを思いますと、この木曾川三川流域の一つには長良川があるわけですが、このサミットをされた。

この郡上に、そしたら流域の郡上には何かあると申したら、広大な山があつて、いい材木があつてというところに来るわけなんですけれども、この山の郡上産材の木を名古屋城の再建に少しでも活用していただくような働きかけはできないか。名古屋城の天守閣あるいは本丸御殿への木材の活用をトップセールスとして市長がまず動かされて呼びかけをされる、そんなことはできないかというふうに思っておるわけですが。

また、郡上には、もう一つパフォーマンスするとすれば、江戸時代から長良川に伝わりますいかだ流しの技術がありまして、郡上藩主の遠藤常友の時代に始まったと言われ、現在でもその引き継

ぎというか、技術を伝承をされておる方もおみえになります。郡上郡内の木材の流送として、郡上で切り出された木材、川が大きくなる場所までは1本ずつの管流しという方法で流し、長良川と吉田川の合流地点におきましては、小型のいかだに組んで、それを美並の高原の地点まで流して、そこでまた、つなぎ合わせて美濃の立花まで運ぶという、こういう技術が以前からあったようでございます。

これも美並でも今でも技術伝承といいますか、そのためには勉強会もされておるようでございますが、その美並でつないだのをさらに美濃立花まで流して、そこからさらに岐阜方面に流し、さらに昔では対馬、桑名、名古屋の城という貯本場のほうへ伊勢湾へと流されておったということですが、現在のその美並のいかだ組みの技術を持っている方は、個人名を言うとあれなんですけど、前の服部部長のお父さん方も随分一生懸命やってみえるようであります。この伝統的な技術の継承も兼ねて名古屋城の木造再建に郡上市産材を売り込む。いいこれパフォーマンスであろうというふうに考えるわけでありましてけれども、市長のトップセールスにこの辺を期待したいんですが、どのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 確かにそのときに、そのサミットのときに名古屋市長さん——河村市長さんは、現在の鉄筋コンクリートづくりで戦後に復元した名古屋城をぜひ木造の天守閣をつくりたいということをおっしゃっておられました。オリンピックが2020年にあるわけで、たくさんの外国の方が来られるときに、やはり木造の名古屋城というものをぜひ見てもらいたいと。そして、たくさんの方に名古屋に来てもらいたいということをおっしゃっておられまして、その際には、木材が相当、それも恐らく相当年数のたった木材が必要だろうというふうに思いますので、そのような話もされました。

そのときに、私らもそういうこういうせっかくこういう木曾川流形、木曾三川流域の連携会議を持っておるわけでありまして、もし仮に名古屋城がそういう形で木造の天守閣というようなものの再建ということをされるということが本決まりになれば、ぜひともやはり流域の木材を使っていたきたいという思いは持っておるところでございます。

まだ、この名古屋城の天守閣を木造でそういうふうにするかどうか。これはお聞きをいたしますと、現在昭和34年に再建をしました鉄筋コンクリートの現在の天守閣がそろそろ耐震上の基準とか、いろんなことで不具合が出てきておって、いずれ耐震補強という形でやるか、ないしはもし壊してしまうということであれば、あの辺は重要な史跡であるので、木造でないと困るというのは文化庁の見解だということで、壊して新しくつくるなら、もう必然的に木造と。耐震補修というような形でやるとするならば、現在の建物を耐震強化をすることだけれども、いずれにしろ、耐震強化をしても40年ぐらいいかもたないということなので、河村市長さんとしては、この際、木造

で何とかならないかという道を探っておられるようでして、今回の名古屋市の9月議会に補正予算でもいろんな調査費を計上をして今提出しておられるという話を聞きました。

ぜひ私どももそういう思いを持っておりますので、この名古屋市におけるこの木造天守閣、木造による天守閣の復元という議論をよく注意深く見守りながら、ぜひそういうことが実現しそうであるならば、御指摘のようにこの郡上の郡上産材も使っていただけるようなことは、私は努力をしてまいりたいというふうに思います。

尾張藩というのは、木曾川の流域にかなりの支配地、尾張藩領を持っておったというふうに認識しておりますが、ただ、江戸時代には、例えば、岐阜のすぐ金華山の下のまちであったり、あるいはたしか美濃市のあたりも尾張藩としての支配ということがあったようでもありますので、長良川流域も決して尾張藩と無縁ではないということでもありますし、そういう意味ではぜひ、別に郡上産材だけということではとても間に合わないかもしれませんけども、ぜひその一角に入れてもらいたいという思いは持っておりますので、それはその情勢を見ながら努力をしてまいりたいというふうに思います。

また、今、お話のあったこの長良川のいわゆる材木のいかだ流しという問題であります。今、郡上かるたにも「昔、いかだ流し、今、ラフティング」ということで詠ってるわけですが、そういうものに対する実際に今またそのいかだ流しを復元をするということについても、いろんな意味で検討すべきことはたくさんあると思いますが、かつて豊かな海づくり大会のプレイベントのときだったかと思いますが、美並の関係者の方々がいかだ流しの一端を御披露されたということもありますので、よく御検討の趣旨を踏まえ、また地元のそういう状況もよく検討しながら、今後対応してまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 何か名古屋城を木造でやるには400億円ほどかかるというような記事も載っていましたが、大変なこれ財源的にも大変なことだというふうには認識しておりますが、ぜひともこれが実現するように、また、この少しでも郡上産材が活用していただけるように市長のトップセールスをお願いしたいところであります。

やはり、こういうところへ使っていただくことによって、郡上の木材のPRにもなりますし、山林事業の活性化にもつながってくると思いますので、ぜひともその辺につきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

郡上に中国木材が来たからだけでなく、いろんな面での郡上の山の活性化というものについていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、2番目の質問でございますが、これは質問というより、山のヒルの問題でありまして、

これ獣によって運ばれてくるというので、これ獣害ともいえるヤマヒルの被害というふうに書いたわけでありますけれども、近年の鹿、イノシシ、猿など奥山から里山、民家付近への出没によりまして、同時にヤマヒルが広まってきておると。その被害の急増していることが昨今また、昨年なんかマイマイガということがありましたけれども、あれは見て気持ち悪いとか、たまに気がついたときに、そこがかゆくなるというようなことでありましたけれども、このヤマヒルだけは、どうしても食いついたら、なかなか離れん。人によったら、こういう方法がいい、ああいう方法がいいんやというような、いろんな説もありますけれども、よほどの完全防御で入っても、どこからともなく侵入し、被害に遭う人が多く出ております。

ましてや、今ていいいますか、夏の間、いろんなとこへ軽装で散策されて、そして、そこで被害に遭われる観光客の方なんか特に多かったわけでございますけれども、全てこれ鹿やイノシシ、猿など野生動物の血を吸いながら、そこで増殖してともに移動してきて民家近くの付近に落ちて、そこでまた生息している、そんなようなことだというふうに書かれておりますけれども、このような点からも、今特に、この野生の獣の駆除が一番に、取り組んではおっていただくんですけれども、一番、この辺が積極的に駆除を求めるところであります、身近な公園やキャンプ場、また遊び場等でその被害を最小限に食いとめる、その対策は必要でないかというところがあります。

前は、この横の谷へ上ったって、そんなヒルは、めったにそんなにかまれるものではありませんでしたけれども、今ではそれが頻繁におるといような状況になってきております。それもやはりこの付近へも鹿が出てきておるといふようなことが現実だろうといふふうに思っておりますが、そのことが必要でないかと思いますので、お考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御質問の中に、キャンプ場あるいは遊歩道というようなお話がありましたものですから、観光客に対する例えば注意警鐘といったような立場からお答えをしたいと思えます。

ヒルでございますが、これ和名ではヤマビルというふうにして言うそうございまして、インターネットなんか見ますと、やはりそこらじゅうでいろんな研究がなされておる記事が載っております。ということは、やはり全国的にヒルというのは被害が拡大しておるんじゃないかということが推測をされます。

そういった文献を読みますと、活動は4月から11月で、特に7月下旬がピークになるというふうにして言われておるようです。ということは、郡上市のやはりキャンプシーズンとか山歩きのシーズンがちょうど重なってくるということで、これは注意を促したいというふうにして思っております。

原因といたしましては、山林の荒廃、あるいは里山の整備、特に草刈りがだんだんおろそかにな

るとか、そういったこと等に加えて、やはり今議員言われましたように、鹿、イノシシの山里への分布拡大といったことがやっぱり大きい要因であろうというふうにして言われておるようです。

この被害につきましては、湿疹とかかゆみのほかに、例えば、病原体を媒介するようなど、病原体の媒介ということについては記事がありませんもんですから、恐らくそういったような被害はないんですが、ただ、人には食いついて湿疹、かゆみは何日間も続くと。我々よく経験しますが、そういったものが一番大きい被害じゃなかろうかというふうにして思っております。

それで、これにつきまして、振興事務所のほうから野外施設について若干の聞き取り調査をしております。対象が市内のキャンプ場と、それから、コテージ、全部で8施設でございますけど、4月からことしの夏までに149件の被害報告がございまして、うち観光客は95人から報告があったと。と申しますのは、これ以外に報告されないところもございまして、実際に確知しておるのはこの数というふうにして御理解いただきたいと思っております。

対策の方法でございます。これはまず、基本的に我々よく感じておりますように、雨の日大変ですから、まずは乾かして日を当てるといことであります。そうすると、なぜ必要かといいますと、散策路の枝を打ったり、あるいは草刈ったりというのが一つの対策ですし、また、忌避剤といたしまして、焼却灰の散布でありますとか、食塩水、木酢酸、アンモニア水の散布が有効であるということも言われておりますもんですから、こういったことは施設管理者に至急対策を来年の夏に向けて呼びかけてまいりたいと。実際に今キャンプ場のほうでもやられておる施設も複数カ所ですがございました。

あと利用客への注意喚起、これが一番大事やと思っております。郡上の我々住んでおる者は、ちょっと雨降りの後なんかは気をつけてびちびちの服を来たりとか、かっぱもここ縛っていたりしますもんですから、よくわかっておるんですが、なかなか観光客の方には、その辺よく理解されておられませんもんで、例えば、遊歩道の入り口に看板をつけるとか、あるいは簡単なチラシつくって配付をしていくとか、そういったことをこれから呼びかけてまいりたいと思っております。

例えば、城山の遊歩道でありますとか、美並の釜ヶ滝でありますとか、和良の三日月の滝あるいは大月の森とか、阿弥陀ヶ滝の散策路もそうですけど、あんまりそこらじゅうにヤマビルがおりますよと言うと、逆に風評被害にもなりますもんですから、きちっとしたデザインを統一するとか、そういった形で来年度に向けて注意看板をつけてまいりたいというふうにして思っております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。この中にもことし4回食われたという方も先ほどは見えたとありますので、本当にヒルだけは思わぬところから入ってきて、潜伏しとって食いつ

いて、何か殺虫剤かけて取って、その後完全に水道水で流して洗い取るというのが一番手っ取り早いというようなこともお聞きしたんですけれども、どうか少しでもそういう被害がなくなることを願うのと、やはり今部長言われたように、余りこれが大きな呼びかけになったりなんかしますと観光客も、そして、子どもたちもおさら外で遊ばんような状況になってくるというのも一つの、これがまた逆の面での弊害になりますので、そんなことのないように、被害も少なく、そして、なるべくいい方法での対策が講じられたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（上田謙市君） 以上で、渡辺友三君の質問は終了いたしました。

◇ 清 水 敏 夫 君

○副議長（上田謙市君） 続きまして、16番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ただいま議長のほうから指名をいただきました。ありがとうございます。

今回は4つというふうで質問を分けておりますけれども、根っこの部分では、結局は持続可能な郡上市ということを思いながら、その願いを込めまして質問をさせていただきます。積極的な答弁を期待をしておきますので、よろしく願いをいたします。

1番目のふるさと納税者にふるさと住民票を交付したらというタイトルをつけましたが、ふるさと納税につきましても、日置市長にはこれで第3弾ということになりますし、午前中にも田中康久議員のほうからふるさと納税に対する質問がございましたので、過日の市長の新聞記事等でも見させていただきましたが、非常に現在、日本中の自治体で返礼品ということでお互いに熱を帯び過ぎてしまっているというふうなこともあります、現状だと思います。

市長としては、2回の質問を通して、本来のふるさと納税の姿を目指していきたいという思いが貫かれている今の状況ではないかと思えます。

27年度につきましては、市長としてはかなり制度の改善に踏み込まれてスタートをしたところだと思いますが、まずは27年度、前期でございますけれども、ふるさと納税の状況をちょっとお聞きしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○副議長（上田謙市君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、今、御質問の平成27年度の状況でございますけれども、昨年は、この9月の10日時点で締めてみたわけですが、26年度におきましては、24件で162万1,000円でありましたものが、ことしは36件、234万8,000円ということで、おおむね1.5倍それぞれ件数、金額が伸びていると。

時期的に言いますと8月過ぎてから飛躍的に伸びた状況がありますので、やはり特典をつけ

る——特典といいますか、わずかではありますけれども、その返礼の品をつけさせていただいたことが効果を持ってきておるといふふうには思います。いいでしょうか。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。そうした中で、今回はものの話ではなくって、市長の理念に沿ったこともちょっと自分なりに考えみたところ、民間のシンクタンク、構想日本というところが、住民以外の方に公共サービスの提供を行う。ふるさと納税も一つの納税という視点で捉えて、そういうサービスをしていいんじゃないかというふうなことから、そういう提言をされておって、全国の市町の中で、村の中で、そういったことに取り組もうとしているのは、何か8市町村ぐらいあるというふう聞いておりますし、また、国のほうでも地方創生の総合戦略の中で2地域居住の推進というふうなことも盛り込まれておまして、複数居住というのが、これからの地域活性化の一つの方向ではないかというふうなことがうたわれておりますが、そういった中で、ふるさと納税をしていただいた方はもちろんなんですけれども、ふるさと会の会員であるとか、郡上の出身の会であるとか、そういった方々に住民票を与えて、その一つの市民権を得ていただきながら、この郡上に長い目で、一年一年の勝負ではなくって長いつき合いをしていただくというふうなことでは、このふるさと住民票というものが制度的に法的な問題があるのかもしれませんが、その辺はクリアすれば、この8団体が今手がけようとしている、このことに郡上市として、市長としてくみする考えがあるかないかというようなこと等、検討されたことがあるかないかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（上田謙市君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。私は基本的にこの考え方には賛成でございます。厳格な法律問題ということと言いますと、住民というのは、住民基本台帳法にのっとってある一つの市町村に住民登録をしている人が住民ということでもありますけれども、現代生活の中で非常にライフスタイルというのは、多様化もしてきておまして、普段住んでいるところと住民票のあるところと、それから、例えば週末過ごすところとかってというようなこともありますし、また、一定期間そこに住んでいたけれども、今後他市町村へ移っても、現在、これまで住んでたところと一定の関係を持ちたいというようなところ。

あるいは、郡上市にはたくさんあるんですけども、郡上市を本籍とし、あるいは高等学校までぐらいはこの郡上で生まれ育って、現在は他市町村に住んでいるけれども、郡上市とそういうつながりを持ちたいというような、いろんな方がいらっしゃいますので、そういう方をいわゆる厳密な法律で言う住民基本台帳法上の住民あるいは選挙権とか、そういうものを伴った住民ということとは別に、一つの緩やかな意味で住民というふうな位置づけを持ってもらい、何かと色々なイベン

トに参加していただいたりとか、あるいは場合によったら、いろいろまちづくりについて助言をしていただいたり、サポートしていただいたりするという緩やかな関係の住民、まさにここで提言されている、いわばふるさと住民といいますか、こういう関係を築いていくということは、私はこれからの地方創生に非常に大切なことだというふうに思います。

そのような発想は、もう既に郡上市の場合は、ふるさと郡上会というようなことの中でやってきておりまして、そういう会員になっていただいた方には、例えば、オリジナルストラップ型の会員証を持っていただいたり、まさにふるさと郡上市民というオリジナル名刺を贈呈をしたり、それから、例えば、温泉の割引券を御提供したり、あるいは博物館の無料パスを御提供したり、あるいは八幡へ来ていただいたときは、ちょっとだけサービスをしますよというような協賛をしていただけるお店を募って、そういったところで、例えば、ウエルカムドリンク1杯とか、そのほかちょっと価格を割り引くとか、いろんな形で歓迎を申し上げるというような制度を発足をさせてやっております。

しかし、これはそんなに会員が多いわけではありませんので、今、御提案されましたような何らかの形で、例えば、ふるさと寄附を御縁にとか、あるいはいろんな意味で呼びかけて、このふるさと住民票というようなものでその郡上市を応援していただく、あるいは先方のほうも郡上市をやはり応援していただきながら、また来ていただいて、郡上市を楽しんでいただくというような関係をつくるということは非常に大切だというふうに思っております。

そういう意味で今回、私もこの提案には非常に興味を持っておったところでございますが、十分、これまで持っている制度との整合とかいろんな問題もありますので、検討をしてみたいというふうに思っております。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ふるさと住民票、既に取り組みはされていますという中で、前向きな御答弁いただいて非常に心強く思いますが、何せ郡上市に応援をしていただく方を大勢つくっていくということでは、そういう意味の市長の考え方につきましては、ぜひともまた推進をしていただければありがたいというふうに思います。ありがとうございました。

2つ目は、農家民泊の市内の受け入れ状況と今後の方向ということでテーマにさせていただきました。

これにつきましては、既に白鳥町のほうで既に平成23年ぐらいから取り組まれておりまして、27年度に入りまして郡上でもかなり広まってまいりまして、高鷲町とか八幡町、我が明宝のほうでもそういう参画をしながら受け入れをしているというような今状況になっております。

今何で修学旅行が田舎なんやろうと。修学旅行と言えば、やっぱり昔は京都とか、東京のディズ

ニーランドとか、そういった有名地が多かったのに、こういう郡上のような地域をその一日はそういうところで体験させるというようなことが大阪では特にそういうことが、この郡上一つのターゲットに絞られて、また市のほうもこのことについて観光協会、連盟ですか。取り組んでおられるということでございますが、今後の、簡単にできれば、今までの状況と今後の展開の方向について部長のほうから答弁いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、郡上における農家民泊について状況を御報告を申し上げたいと思います。

まず、農家民泊ですが、既に新聞等々でも報道されておりますように、特に大阪を中心とした関西の中学生の修学旅行を受け入れる——農家で受け入れるという事業でございます。農家ごとに生徒が4名から6名ぐらいに分かれて、分散して泊まっていくというものでございまして、農家の暮らしを体験していくということで、例えば、たきものを割ったりとか、それから、けじ取り——けじ取りで郡上弁なんです、草取りをしたりとか、あと畑に苗を植えつけたり、タケノコを掘ったり、ホウバ御飯をつくったりというような、そんなような本当に身近な体験をしていただくという就学旅行でございます。ただ、一つの条件として、食事は旅館じゃございませんもんで、その農家の方と一緒に作りましょう、一緒に食べましょうというのが基本になっておるところでございます。

今、お話ございましたように、協議会の取り組みでございますが、23年度に白鳥町のほうで始まりまして、27年度からは今の地方創生の選考事業の交付金を充てまして、郡上民泊の体制強化ということで、郡上民泊推進協議会といったものを立ち上げてございます。これが今お話ございましたように、白鳥、高鷲、それから、明宝の観光協会と市の観光連盟で組織しておるというものでございます。

それでは、実績についてお話いたします。23年度に始まった折には、中学校2校で373名でございました。これが24年度が2校で185名、25年度は5校で740名、26年度が2校で150名、これは少しエージェントの関係で下がっておりますが、ことしは6校で964名、約1,000名程度郡上市のほうで体験宿泊をしていただいております。

なお、この民泊の予約については、2年後の予約というのが原則でございまして、ことしの分は再来年のものに反映させるというものでございまして、現在、各観光協会において農家の受け入れ態勢の拡大というものを今一生懸命やっております。

なぜ郡上がこんだけ伸びたかといいますと、一つはバス料金が、料金改定がございまして、当時は長野県がやっぱり主流でしたもんで、長野県まで大阪のほうから修学旅行が出ておったんですが、なかなかそのバス代が高いといったこともございますもんですから、白馬あたりへ行っとった子ど

もたちが郡上はおもしろいぞというふうにして、学校の先生たちが判断していただいて、こちらのほうへ来ておるという中で、もう一つの利点としましては、やはり近くなった分だけ余分に体験の時間が延びるぞということがございまして、郡上が大変人気が出ておる傾向でございます。

評判なんか聞いてみますと、やっぱり農家のお父さん、お母さん方が本当に自分の子どものように可愛がってもらえるということで、非常に今人気が高まっております。

そこで一つ、先ほど申しましたように、人気が非常に高くなっておりまして、目標をじゃどこに置くかということになります。今のところは、受け入れしていただいておりますのが、明宝が29件、白鳥が23件、高鷲が8件の60件なんです。これで今1,000人を受け入れておりますので、今ぎりぎりの状態でございます。再来年に向けまして1,500名程度は受け入れれんかということで、受け入れ農家を郡上全体で100件程度を目指していきたいというふうにして思っております。

大変その60件を100件にするというのは、大変な作業になりますもんですから、何とかこれこそやрмаいか郡上ですもんですから、みんなの力で受け入れたいというふうにして思っておるところでございます。

最後になりますが、一つ会長さんが、今現在、明宝の観光協会会長さんなんですが、ぜひ郡上ファンをつくってまいりたいといったことも言っておられます。また、子どもたちが来て、農家の方に手紙を書いてくれるんですよ。大変おもしろかった、よかった、もう一度郡上へ行きたいと。こんなええ思い出はないといったことで、大変感激するようなお手紙をくれたりするんです。

ですから、そういった意味でも心の豊かさ、金じゃなくて心の豊かさという点からでも、この事業というものは今後とも進めてまいりたいというふうにして思っておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） どうもありがとうございました。ただいま部長からうれしいお話をいただきました。大変ありがたいというふうに思っておりますし、その中学生たちが、また近未来、大人になったときに、また郡上へ訪れて来たりしてくれるといいなというような、そんなようにも思っております。

若干、課題も全くないわけではないよというふうに思いますが、何せ中学生ですから、いろんな中学生が多分来るだろうというふうなことで、むしろそういう子どもがこの郡上の田舎へ来て、今の話で心をいただいて帰ったと。都会で殺伐として空気の中で生活している人が郡上の人たちと触れ合って、今度帰るときは「行ってらっしゃい」と、また、来たときは「お帰りなさい」というふうな感じで親子のような、そういうつながりが何かできたということの喜びの話も聞きましたので、これはぜひ郡上のよさを人柄を生かしたひとつの産業とっては言い過ぎですけども、郡上市を

そういう第二のふるさとに与えてやろうというようなことでは、ふるさと住民票と絡めながらもいいことではないかなと思いますので、さらなる御尽力を期待をしたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、3点目は、これは形ではなくて全くの思いつきで、都会に住んでおられる郡上市出身者に、郡上に帰ろう作戦といいますか、そういうことで郡上市の人口減少に歯どめをかけられないかという、これは一つは妄想みたいなものでございますけれども、「田舎に泊まろう！」なんていう某テレビの番組もありますけれども、郡上へみんな帰ろうよと。市民の方が、これはやっぱり協力してもらわないと行政だけとか、そういうところで旗振りをしてなかなかうまくいかない部分もあるかと思いますが、郡上市民の人が、やっぱり今空き家になっていく。うちが何で空き家になっていくかということは、跡継ぎがいなくなっていくということを踏まえたときに、その跡継ぎにうちへ帰ってきてくれと、こういうようなことの呼びかけを、そのうちの人たちもしっかりやるべきでないかと、もう出て行ってしまったんだから仕方ないでなしに、子どもに年とったら都会へおいでよで逆になっておるような今気がしますので、ぜひやっぱり都会へ行っても、おじいさんとかおばあさんの話聞くと、とても住めんわいと。やっぱりわしは帰ってきたわい、一人でも田舎に住みたいわいというようなことをよく言われるのを聞きますけれども、そういったことを思ったときに、やっぱり仕事の職場とか、子育ての環境は一生懸命やっておっていただいておりますので、帰ってきてこの地域で定住できる条件はあるというふうには思いますけれども、一つにはやっぱり郡上をみんなで守っていくためには、郡上へみんな帰ってくるような、そういう心の中の申し合わせみたいなものを市長からもメッセージを発していただいて、どっかでそんな話をちょっと市長から聞いたことがありますけれども、みんなで帰ってもらうことをみんなで協力し合ってやったらどうやろうと。それも一つの誘導作戦ではないかと。一番郡上を知っとる人が郡上へ帰ってきてもらうのが、一番手っ取り早い近道でもあるかなと僕も思いますが、その辺について、市長さんもし思いがありましたら、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（上田謙市君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、郡上市が人口問題というものを抱えていて、片一方のほうで一生懸命子育てというような形での自然増減における対応策というものを一生懸命やっていきたいというふうに思っておりますが、もう一つ、やはり人口減少の大きなものは、高校卒業等を機にして、進学、就職というような形で郡上市外へ出られた方が、やはりその後、郡上市へ戻ってきてくださる方もあるし、なかなかその他のところへ就職をされると。あるいは行く行くは帰って来るつもりだけでも、まず当面というような形でもあつて、年が経るに従って帰って来るという機会を失うというようなこともあると思います。そういうことで、私も本当にぜひ郡上の若い人たちに将来郡上を担う人材として帰ってきてほしいという思いを強く持っております。

私自身、やはりいろんなところを若いころ回らせていただいて15年ほどたったところで岐阜県へ帰ってきて、郡上へは帰ってこなくて、いわゆるJターンというやつで、途中でひっかかっておって、ずっと年をとるまで岐阜におったということではありますけれども、それでもやはり心のどこかにはそういう意味で自分は帰ってこなくちゃいけないという思いを持ってました。

それは、やはり一つは今清水議員がおっしゃったように、一つはやっぱり小さいときから何とかすり込みをしないといけないというふうに思います。二人、三人、子どもさんがいらっしゃるところは、例えば誰かには、ひとつおまえは帰って来いよというようなこと、これは何人もいらっしゃる場合に、余り差をつけてもいけないのかもしれませんが、そういうことでもあって、やはりそこは親が自信を持って、例えば、全員でもいいんですが、大きくなったら帰ってきて一緒に郡上に住んで、郡上で一緒に苦労せんかいというような、やはり親のやはり生活感というものがあって、郡上におったら余りええこともないで、おまえはどっかへ行ってもええぞというようなことでは、やっぱり子どももああそうかということになるのではないかと思います。

そういうことで、郡上で育った子の何人かはやっぱり帰ってきてほしいという思いを持って、私は大抵、成人式の御挨拶のときには、そのメッセージを込めて皆さんに、皆さんは世界レベル、あるいは日本レベルで活躍される、雄飛される方もあるかもしれんけれども、できるだけ多くの方が将来郡上を担ってほしいということをいつも申しておりますけれども、それはそのような意味を込めて話をしているつもりであります。

ぜひそういうことで、やはり市民の皆さんの協力も、日ごろのやはり子育ての中でやはりそういう郡上はええぞと、一緒に生活せんかいという、また、そして、若い人たちが帰ってきて、楽しい生活ができるような夢が描けるようなまたふるさとづくりということも大事だと思います。

かく言う私は、自分の娘はいろんなところへ転勤をしながら連れて回って、郡上で育てなかったものですから、なかなか盆、暮れには郡上へ連れて帰ってきてましたけども、なかなか思うように言うことを聞いてくれずに、今だ、まだこちらへ来てもらってないということでじくじたる思いがありますけれども、そういう確かに子どもを育てる中においても、やはり親がひとつの郡上に住むということの価値観、ライフスタイル、そういうようなものの中で、やはり子どもにも郡上もいいなという思いを持たせるようなぜひ努力を、これは市民の皆さんと一緒にしていきたいなと、そんな思いを持っています。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございました。思いを共有する部分が多分にあるなと思って、かく言う私も実はそういうことで悩んでおまして、本当に子育ての時代に、昔やったら、長男とか、長男がだめなら次男はうちを継ぐんだぞというふうなことを家の中で、親と、あるいは

おじ、おばがそういうことを言っておったなと、うちを継いでくれよということ言っておったなということがむしろそういうことを逆にしてきたような部分が自分自身もあるものですから、これからそのこと悔いのないように、やっぱりこれからの今住んでる方にはぜひとも、アイ・ラブ・グジョウでないですけども、本当に郡上をよくしていくための、今住んでる者の責任かなということだと思いますので、そんなことをまたいるんところで発信をしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、4点目にいきたいと思います。

市内にございます既存企業との情報交換を密にして、企業の流出とか、移転等の生じない施策展開をとということで見出しをつけさせていただきました。

けさほどの質問の中にもございましたけれども、就職する人と雇用する側とのギャップがやはり郡上の中でも課題になってるというふうに思いますけれども、片や、働き手が欲しい、片や外へ出ていきたい、一遍はというふうなことが、そういう状況を生み出しているのかなというふうに思いますが、郡上市にもともと郡上で企業をされた会社の経営者の方々あるいは郡上を企業の活動地として選んで転入をしてきて、企業活動をやっていただいている企業の経営者の方々、多くあると思います。そういう今現在、市内のその企業に対して、やはり働き手がだんだんなかったり高齢化していくと、規模を小さくせんなんとか、あるいは働き手がなければ、うちもちょっと働き手のあるところへ出ていこうとか、そういうことがこういう状況の中で起きたりしますと、企業としては経営効率のいいところへ、また、人材の確保できるところへ集約されているのは、これは世の常かなというふうなことを思うときに、今やっぱり郡上で企業が後継者不足であったり、あるいはお店を継がなかったり、あるいは人口がやっぱりその原因には減っていくという部分もこれ含まれてくるなということ思うときに、どこかの自治体では、とにかく専門に企業回りをしていると。もし何か困ったことないですかと。もし困ったことがあったら、何でもそ言ってくださいと。行政でできること、また、民間でできることを手分けして一生懸命協力するんでということをやっているというふうなことをちょっとテレビで見まして、郡上市ももちろん尊い、頑張っていたらとる企業さんばかりですので、それに縛られることはないだろうというふうには思いますけれども、やはり日ごろのこれは人間関係が、やっぱりその会社を残したり、あるいは大きくしたり、縮小したりとかっていうのは、ある程度、そういう情報戦略でもってお互いに感じたり感じなかったりするんではないかなということだと思いますので、郡上市として、そのことについてももちろん重要な点だと思しますので、努力はされていると思いますが、絶対にそういうことが生じない、企業が仮に出て行くということのないように、何とか、それをとどまってもらえる、そういう魅力ある郡上市の立地条件でなければならないというふうに思いますので、そのことについて、まず、担当部長のほうから現状をお聞きし、市長さんもできれば、そのことについてコメントをいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今、議員さんが御指摘いただきましたことにつきましては、やはり我々としても考えなければならないところでございます。特に、副市長さんのほうからは、誘致してきた企業っていうものは、誘致して来られるということは、よそも誘致されればよそにまた出ていかれるぞということで、今お話ございましたように、情報交換を常に緻密にしていけという指示は前々から出ておるところでございます。

御質問に従いまして御報告を申し上げますが、まず、企業の増加、減少というのは、どんなものだろうということで経済センサスを少し見てみました。現在、郡上市に本社がある企業は678企業でございます。これ26年度調べでございますが、21年度の調査と比べて2%の減少でございます。企業数であらわすと13企業の減少ということで、特に製造業につきましてはどうかといいますと、これは4企業増加しておる傾向でございます。次に、商工会の会員のほうで見てみますと、製造業者は23年と26年の比較で21人以上の会社が35社ございまして——従業員21人以上ですが、23年と比較すると2社の会員が増加しておるということで、減ってはいないということが見てとれます。

それと、次に、どういったような情報交換をしとるかというお話でございます。

まず、1つは、製造業、観光産業を中心といたしまして、我々商工観光部、私やそれから、商工課長でございますが、各企業を訪問して現下の景況あるいは今後の事業展開や広報対策、子育て支援等々の意見交換をしておるところでございます。

大体、年間に50社から60社程度の訪問をしておるような状況でございます。

また、市内企業108社を対象に、3カ月ごとに経営雇用情勢の調査を実施をしております。これは文書回答を求めておるものでございます。いわゆる景況調査の市の単独版という、そういった意味合いでございます。

それから、3つ目には、岐阜県の企業誘致課と市内企業の動向の情報交換も行っておりまして、今のところ郡上市からの転出の情報っていうものは把握をしていないというものでございます。今後とも常日ごろから企業訪問を行いまして、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

特に、1年に1回でございますが、経済懇話会ということで、中堅企業の社長さん方をお招きして、それから、行政側、あるいは商工会、それから、議会のほうにもお願ひをして意見交換をしております。毎年やっておるわけですが、例えば、新規職員の研修を市全体でやったらどうかというような提案もございまして、そういったものは次の年から若手職員の戦力化プログラムといったことで実施をしておりますし、あるいは企業の宣伝をもっとしてほしいということでありましたもんですから、今はビデオをつくって市民の方にわかっていただくような宣伝もしておりますし、雇用対策ということで、本当に今各大学回り等々もして、人材確保に努めておるといったことで進めて

おるといようなものでございます。

最近では、女性の働きやすい職場づくりというような提案もさせていただきまして、そういったような企業との情報交換、あるいはその中で政策として取り入れられるものはできるだけ取り入れていきたいといったことで今進めておるところでございます。

それから、制度につきましては、工場等設置奨励金、設置の交付金の条例がございますが、それに従いまして、これは誘致した企業ばかりじゃございません。既存の企業の新設、増設に対しても、同様に支援をするものでございまして、これもことしの当初予算の折に御審議いただきましたように、この枠を拡大をしております。例えば、従業員寮を対象に加えるとか、あるいは奨励金の額を70%であったものを100%に上げるとか、そういったような取り組みもしておるところでございます。また、ビジネスマッチングということで、商談会のほうも企画をしておるところでございます。

今申し上げましたように、先ほども少し申し上げましたが、いろんな企業の御意見、御要望を本当に真摯に承りながら、人材確保等の施策を今は駆使しておるといような状況でございますので、よろしく願いをいたします。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。大変安心をいたしました。

本当に、執行部初め市長も企業誘致ということについては、誘致するということは、どれほどやっばり難しいものであるかということも含めて御苦労されているのを、今勝光島もそういう形で埋まってきたということもありますが、本当にせつかく来ていただいた企業が、やっばり出ていったり、市内の企業がどんどんなくなっていくということは、新しい企業を誘導する場合にも障がいとなると思いますし、郡上は安心やわいと。俺んた行ってもちゃんと受け入れてくれるし、ちゃんと企業として活動できるとこやなという、やっばり信頼というものを得るためにも、やっばりこの既存企業というものは、しっかりとここで根づいてもらうということが基本ではないかなということも思ったときに非常に心強い思いをいたしました。市長のほうの考え方も企業誘致に対する考え方、あるいは維持をしていただくための考え方等、思いがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘をいただきましたように、企業誘致という形をしますと、例えば、何人雇用の場がふえたという見方をしまして、非常に大切だということなんですが、ずっとこれまでこの郡上においていただいて雇用を継続しておっていただくところ、そういうところも非常に大きな貢献をしておっていただけるということは、しっかり認識をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、私自身が幾つかの企業をしょっちゅうお回りをして社長さんと面談をするということなかなか難しいんですけども、商工観光部のほうで、いろいろとできるだけ企業めぐりをしてもらったりして、何かやはり注文があればお聞きをし、市で応えるべきものがあれば応えていくということ。それは企業誘致をするときの企業に対するサービスだけでなしに、今までおっていただく人に対する、企業に対するサービスというものも非常に大切だということに認識しております。

そういうことで、先ほども話がありました、できるだけし御注文、御要請があればということで、年に1回ですけども経済懇話会というものを開催して、忌憚のない御注文等を聞いていろいろと応えるべきは応えていくということをしております。

そういうことで、非常に私どもとしても御指摘のこれまでの既存企業に対するその評価というもの、これは非常にしっかりその存在価値を評価をして、そして、また、そういう企業もいろんな意味で時代の要請に従って、例えば、工場を拡大をしたいとか、あるいは環境問題に対応したいとか、いろんな要請があると思いますので、そういうものの中で市が応えるべきものはできるだけ応えながらやってまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどもお話出ましたように、幸いにして白鳥の勝光島にああいう精密機械の工場が誘致をできたわけでしたし、また、大型製材工場の誘致もできたわけでありましてけれども、これにやはりとどまることなく、さらに今後新しい企業の誘致あるいはそういった既存の企業の拡大用地というような意味でも新しいまた工業用途というものもできるだけ模索をしながら、早く着手をして受け入れ態勢をしっかりしていきたいというふうに思っています。

(16番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 以上4点質問させていただきましたが、それぞれに誠意ある回答をいただきましてありがとうございました。

持続可能な郡上市が、これ目標でございます。市長がいつも言うておられる「ずっと郡上、もっとう郡上」の実現のためにも、さらなる御精進をお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（上田謙市君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時17分)

○議長（尾村忠雄君） 議長をかわりましたので、よろしく申し上げます。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。さきの台風18号、それに被害に遭われました皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、けさ早く7時40分ごろ、日本時間の、チリ沖で大きな地震がありまして、前回も一部日本にも影響ありましたが、津波の関係ですけれども、今晚21時間か24時間後に日本に来るだろうというような報道もありますが、何とか被害のないように願ってやまないところであります。

さて今回の、通告に従いまして今から質問させていただきますが、教育関係について3点をお願いいたします。

今国会でちょうど安保法制、安全保障関連の法制が今大詰めを迎え、国会が紛糾といえますか議論旺盛なところであります。夏になりますといつも、戦争の体験談いろんな報道がされるところでありますけれども、今回特にことしは戦後70年、安倍首相の談話が発表された、そういった中での関連で、特に私もこの中で一部だけ読んでみますが、

日本では戦後生まれの世代が今や人口の8割を超えています。あの戦争には何らかかわり合いのない私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を負わせてはなりません。

そういったくだけりから、

謙虚な気持ちで過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任がある。そして世界の平和と繁栄に力を尽くす、その大きな責任がある。

という談話の中の一部でありますけれども、特にこの中で、「子や孫、その先々の子どもたちに、そういったことを背負わせてはならない」ということに関心を強く持ち、また共感をしたところあります。

そういった中で、学校教育の中での戦争の歴史、そういった形の中でもやっぱりいろいろあると思いますが、真相・真実、そういったことについては恐らく日本としては、戦後目を背け、そして口をつぐんでいることも随分あったんじゃないかならうかと思いますが。戦争は決して、これはいけないことでもあります。事実は事実として、やっぱり伝えていかなければならないんであります。

安倍さんの談話にありましたようなことの、今後、子どもたちにやっぱりそういったことを背負わしていってはいけない、その部分について、日本としては礼儀正しい国として償いをしっかりと行い、つつましく振る舞ってきた、これも事実であります。そういったことを踏まえたさきの大戦

についての教育はどのようにされているかを、教育長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、さきの大戦についての現在の学校教育の内容についてお答えをしたいと思いますが、基本的には学習指導要領と現在の使われておる教科書の記述を中心にしてお答えをしていきたいと思ひます。

第二次世界大戦についての教育、基礎的な資料を活用して、事実に基づきながら戦争の原因や経過、そして人類全体への惨禍について理解をし、その意味について広い視野から考え判断するということをお大切にされて行われる、これは小学校、中学校とも共通です。

特に小学校では、日華事変、それから我が国にかかわる第二次世界大戦などについて、これも基礎的な資料を効果的に活用して調べ、その意味を広い視野から考えるというふうに記述されておりますが、教科書については満州事変、それから日中戦争、太平洋戦争がなぜ起こり、どのように拡大をしていったかという原因と拡大の過程を学びます。

それから、もう一つは、戦争中の国民生活、戦時体制下の生活と空襲の被害、原爆の投下とその惨禍など、戦争が人類に及ぼした惨禍について学びます。

3点目としては、戦後の改革と国民生活の変化、国際社会への復帰などについての国民の取り組みあるいは経済成長など、戦後に立ち直っていくために国民が努力をしてきたということについても学びます。

中学校ですけれども、中学校は昭和初期から第二次世界大戦に至る過程を、政治、それから外交の動き、中国などアジア諸国や欧米諸国との関係で理解をし、戦時下の国民の生活や被害など、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどを、これもさまざまな資料を活用して多面的、そして多角的に考え判断するというふうに、これ学習指導要領に記述されております。

内容としては、第二次世界大戦と太平洋戦争が欧米諸国との関係、それからアジア諸国との関係でどのような原因で起き拡大をしていったかということが一つの内容になっておりますし、戦争の長期化が国民や外国の人々にどのような影響を与え、どのような惨禍をもたらしたかということも一つの内容です。そして降伏、そして占領下の諸改革を経て、戦後どのように復興し、国際社会に復帰したかと、これが一応第二次世界大戦終わるまでの記述としての内容が主なものです。

その後、引き続いて、これは歴史だけではなくて、中学の公民の内容になっておりますし、小学校ですと歴史からさらに現代の社会の様子を学習する内容につながるわけですがけれども。戦後の日本が平和国家として世界の中でさまざまな役割を果たし、環境問題や貧困、それから平和について。日本人が世界の人々と協力したことを歴史の学習を基盤にして理解をし、国際社会の一員としての責任を考えるという、そういったことを大切に、これも小学校、中学校、共通して行われてお

ります。

具体的に言いますと小学校では、世界の未来と日本の役割ということで国連活動への協力、復興支援への努力、環境問題への積極的な貢献、NGOやODAを生かした国際協力など、これも具体的な資料で理解ができるようになっております。

それから中学校では、国際問題と私たちということで、環境や資源、エネルギー、そして貧困などの問題、また平和主義による外交で世界平和に日本が果たしている役割、こういったことを学び、生徒自身が今日的な課題として事実に基づいて考え判断ができるということを基本にして学習をしております。

総体的にまとめてお話をさせていただきますと、歴史を学ぶということは今を知ることでもあり、未来を考えることでもあるというふうに考えております。そこで小中学生は、さきの大戦について事実に基づいて外国とのかかわり、それから政治とのかかわり、国民の生活とのかかわりなど、一つの視点だけではなく幾つかの視点から戦争であったり、あるいは戦後の改革のそれぞれの事象の意味を考えるという学習をしております。そして、戦後の日本と日本人が国際社会とのかかわりで、さまざまな課題に取り組んで国際的な信頼を高めてきたという努力についても学習をしております。

ですから、歴史から自分たちの生き方を学び、これからの社会の生き方として、歴史を学んだ子どもたちがしっかりと生き抜いてくれるということを信じております。したがって、歴史を学ぶということの重要さというのは、こういった意味合いからも学校教育の中では十分認識をされて、教育を進められていくとして理解をしております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) お伝えいただきました。子どもたちが純粋な気持ちで、そういった課題を投げかけられて、自分たちからも新たな方向へと勉強されることだと思っておりますが。

具体的に私らとちょっと思いが違いかもわかりませんが、特に日本は侵略戦争、植民地支配、それからそれによつての敗戦に伴つて謝罪をし続けている、そういった70年間でなかったかと思ひます。

そういった中での日本人の謝罪というのは、これは日本の民族性から言ひますと本当に美德といひますか、昨日までのことをやっぱり謝罪をして、そしてこれからはプラス志向で水に流しながら、未来に向かつて友好をつなげるということの民族性があります。しかし、反面、国際社会では、謝罪をすればそれはすなわち賠償義務に生ずるということがはっきりとあるわけでありひます。

そういった国民性の違ひ、日本の常識は世界の非常識といひますか、そんなこともありひますし、また、世界の中で自国が侵略を認めた国は、国際法で侵略という戦争ということをして、国際でやっぱりも自国が認めた国はどこもありひません、日本だけですが。そういった民族性の違ひのことやっぱり

り、今言われた中での教育を子どもたちにわかってもらいたいということを特に思うわけでありませぬ。

また、1965年、特にやっぱり中国、日韓のことを言いますが、これは平和友好条約で既に過去の歴史を清算をしておる事実もあります。お互い未来志向を目指した、そういった形で中国の蒋介石政府は、「恨みに報いるには恨みをもってせず」ということで、領土の返還もなかったし、賠償金も一切請求しないということで放棄をした、そういったことも事実であります。

また、ODA経済支援等によって日本から申し出ながら、過去恐らく円借款を含む10兆円以上の支援を続けていってるわけでありませぬけども、今経済大国になった、そしてまた、そのような支援をしながら行ってるいろんな形の問題があります。それは9月3日に中国が抗日パレードをやりませぬ。こういったことも子どもの耳にどう触れるかわかりませぬが。

やっぱり正しい歴史認識をと習氏が言うておりますけども、本当にお互い日本人の感覚と世界の感覚は違うということでありませぬので、そのようなことは私は他国を批判するつもりはありませぬけども、日本人としてしっかりとやっぱりそういったことについてわきませぬた上で、そのことについて取り組まなければならぬということをおもうのでありませぬ。

中国に対しては、このような軍事大国、経済大国にもなったにもかかわらぬず、また北朝鮮にも多額の経済支援をしておる、そこへ日本はODAを含めてまた支援をしておるということは、全く納得がいかないところでありませぬ。そういうことをどう子どもたちが思うかということもやっぱりこれは、事実のことをわかることが本当にあるのかなということをおもうのでありませぬ。

また、こういった報道は全くされてないのが現実でありませぬ。マスコミ、外交問題は、本来ならば国益に沿った方向で方向性は恐らく一致しなければいけないところでありませぬが、全くそういったことの反したことについては理解ができてない、私はそう個人的に思うております。

大きなこと言えぬば、さきの朝日新聞の吉田記事が従軍慰安婦問題を取り上げたことも、これも大きな問題でありませぬが、以後について、そのことについて日本としては、全く大きく取り上げたりあるいは責任をとったりということはない、そのようなことでありませぬ。

いずれにしましても、そういった中で終戦を迎えたわけでありませぬけども、昭和天皇の終戦の玉音放送、このことについて一時触れませぬ。

昭和天皇は玉音放送に「耐えがたきを耐え、忍び難きを忍び」、これは恐らく皆さんそれぞれ耳にした言葉だと思ひませぬが、ラジオで何度も流れたことでありませぬ。しかし、その全文はどんな内容であるか。そのことについて聞かされたり、恐らく習った記憶もありません、私もそうでありませぬ。ただ、知ったという気にさせられただけでありませぬ。こういったことも本来教育から見れば偏向の報道であり、偏向教育の実態でなかろうかと思ひませぬ。

このことについては、内容は皆さんも全文を恐らく御存じだと思ひませぬが、このような切々たる

文章を昭和天皇がどんな思いで起草されたか、本当に国民に対する期待あるいは激励、そして平和への痛恨の思いを込められた、そんなことを思うと想像するだけで胸にこみ上げるものがあります。そのようなことも真実の一つだと思います。

ここで全く数例でありますけれども、関係することについての発言をさせていただきますが。東京裁判、このことでありますけれども、東京裁判のその後の国際法学者の間では完全に否定され、違法な裁判であったという見方が今国際的には定着しておるわけなんです。そればかりか、裁判に加わった多くの判事が帰国してから裁判の不当性、違法性を証言していることも事実であります。東京裁判の判決を信じているのはむしろ、断罪を受けた日本人ぐらいじゃないでしょうか。

東京裁判を開廷させた当のマッカーサー元帥が、後に日本を侵略国家として裁いたのを間違えたとも認めているところであります。東京裁判結審2年後の1950年10月、ウエーク島でトルーマン大統領と会談したマッカーサーは、みずから「東京裁判は誤りだった」と述べた。さらに、その翌年の5月3日には、米上院の軍事外交合同委員会の聴聞会においても、聖書に誓い、日本の特質を分析しながら、戦争に日本が飛び込んで進んでいった動機は大部分が安全保障の必要に迫られてのことだったということを、はっきりと言っているわけであります。そういったことも子どもたちは本当に知っているのだろうかということも、まず一つ思うところであります。

そして、またもう一つ、この東京裁判での裁判の判事でありますラダ・ビノード・パール博士であります。この博士は昭和23年11月の結審の判決に至るまで、他事一切を顧みることなく専心し、この裁判に関する膨大な資料の調査と分析に没頭されたとあります。博士はこの裁判を担当した連合国11カ国の裁判官の中で、ただ一人の国際法専門の判事であると同時に、法の正義を守らんとこの熱烈な使命と、それから高度の分明史の見識の持ち主でありました。

東京裁判が、勝利におごる連合国の、今や無力となった敗戦国日本に対する野蛮な復讐の儀式に過ぎないことを看破し、事実誤認に満ちた連合国の訴追には法的根拠が全く欠けていることを論証し、被告団に対し全員無罪と判決する浩瀚な意見書を公にされたのであります。1,275ページと言われておりますが、そのようなことであっても多数派によって抹消された、そういったことも事実のことでもあります。

このパール博士は、後に結審後においても日本の将来を案じながら3度も日本に来日をしているわけであります。将来の今回の安倍総理の子どもたちに負わせてはならないということの思いを、同じようにして日本の子どもたちがゆがめられた罪悪感を背負いながら、今後どうしていくんだということに随分責任を感じて憂いたということが記されております。

そういった事実もありますし、また、このことをなぜ私が今言ったと言いますと、8月3日に教育長も言われました、恐らく郡上市もやっていると思いますが、愛知県の岡崎市の東海中学校で、戦争をとめる教訓を学ぶということで、戦争についてやっぱり同じような教育をしたわけです。

そこで子どもたちは、本当に純粋な考えを持ちながらそういうことに向かう場合には、やっぱりそれなりに子どもたちも調べるんでありましょう。日本は初めは戦争に消極的だったが、軍艦の石油がとめられて戦争するしかなかったという、そういった子どもたちのこともありますし、「平和な日本を私たちがつくる」という決意表明もされたというようなことで、本当にこの記事を読んだときには、やっぱり子どもたちにはそれなりの考える力、またそういったことを知った上でこのこれからの国際社会の日本人としてつないでいくことが大事だということを特に感じたので、そんなことを申し上げたところであります。

ほんの一部であります、多く言えば全く切りがありません。時間がないので。報道のない事実を知ることが本当に大事だと思います。特に議会報告会の中でも、戦争体験の語り継ぎを若者にするというのは意見もいただいた会場もありました。そういった中でも、体験ばかりでなしに、やっぱりこういった事実のこともしっかり子どもたちにわかった上で、やっぱりこれからの日本の平和あるいは世界の平和、そういったことに取り組んでいただきたい。日本の歴史伝統文化を誇りに持てる教育をぜひ望むものであります。

ある書物に現代の日本人、政治家、マスコミ、知識人全般に信念がない、利己主義、欲に走り、長いものには巻かれよ、そのようなことでは戦後の教育の特に若者たちに影響を与えることは多いんじゃないかと思います。その中でかつての日本人は武士道精神、清く正義感を持ち思いやりを持ってそういった日本人ということがあったということが書かれておりました。

歴史には影と光があります。それが真実であり、その事実と真っ正面から向き合い、誇るべきは誇り、反省すべきは反省し、時代に伝え残すことが歴史から学ぶ教訓であり、絶対このことは大切であり、それが将来の希望をつないでいく大切な我々大人の責任でないかと思います。

そして、今回の70年の安倍総理の談話の「子どもたちに」という言葉については、やっぱり事実そういったことを子どもたちが教育で学び、また知って、そしてその中で反論していくということが大事でありますので、特にこのことについて今述べさせていただきます。

市長、思いがあれば、市長の考えをお聞きいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、山田議員のほうからいろいろなお話がありましたが、大変難しい問題であるというふうに思っております。その歴史認識という言葉がありますけれども、同じ歴史的な事実というものを仮に見た場合でも、そのことに対する意義づけ、解釈というようなものが必ずしも人によって、あるいは国によって同一ではないということではないかというふうに思います。

先ほど来いろいろなことを申し述べられましたけれども、私も東京裁判のこと、あるいはパール判事のこと等々についてはかつて本で読んだこともありますし、いろんな意見があるというふうに思っております。

大切なことは、先ほど教育長が申しあげましたように、できるだけやはり事実というものを客観的に把握をして、それを謙虚に受けとめていくことではないかというふうに思っております。

今回の安倍総理の70年談話、これをどう評価するかということはそれぞれの人の考え方でございますので、あえて申しあげませんが、私もこの談話を過去の2回の談話と読み比べてみたり、あるいはまた各種の雑誌等で論評されているものを読んで、それぞれ感ずるところはあります。人によっては、私のよく知るかつて大学教授、大変著名な方ですが、安倍談話は100点満点であったということの評価をしておられる方もあり、またそうでない面もあります。それは一人一人がやはり、みずからの歴史をよく学ぶという中で判断をすべきことではないかというふうに思っております。

ただ、私自身の率直な感想を申し上げますと、安倍談話の中でただいまお話がございました「私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」という、この言葉でありますけれども、その思いは私たちも持っておりますけれども。ああいう政府談話というのは、また国際的にも発表される外交文書でもあるという立場からいたしますと、なかなか評価といいますか難しい問題であります。私の率直な気持ちは、これがもう70年たったからいいんじゃないかということではなくて、やはりさっき申し上げた事実は事実としてきちっと認識をして、私たちが子や孫にも、例えば一定の国に対しては申しわけなかったなという気持ちは私は持ち続けてもらいたいというふうに思います。

今海外旅行等でいろいろと遊びに行くと、若い人たちがかつて日本軍がそういう足跡をとどめたということすら知らないで、ええとこだ、ええとこだという形で、ただ海外旅行で楽しく遊んで来たというようなことであってはやはりならない。まだ、たかだかかつて70年前の出来事で、そのことを自分の体験としていろいろととどめている人たちがいるわけですから、そういう意味ではしっかり事実を認識をして、そうして、その気持ちはやはり持ち続けてもらわなければいけないと。

したがって、このことは私は、日本のほうから言うべきことでは必ずしもないのではないかとこのように思います。むしろ、国際的な外交努力、友好関係というものを続けていって、もう日本の皆さんいいよといってもらえるような関係をつくっていくこと、甘いかもしれませんが、このことが大事であって、もうこちらのほうから70年たったからいいんじゃないかと、そろそろ謝罪し続けなくてもいいんじゃないかということ、こちらのほうから言うこと自身が適切であるかどうかということについては、私は若干の違和感を持っています。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 気持ちについては、私は全くそのとおりであります。さきの大戦、そういったことを肯定したり美化をするつもりは全くありませんし、反省の気持ちはやっぱりしっかりと心

に持って、武力戦争にも絶対私は反対でありますし、今は武力ばかりでなしに情報化時代でありますのでサイバー攻撃等もあります。

そういった中で、時が日本からでなしに周りからということで市長言われましたけども、アジアの諸国の何国かは、日本はそれほどまで悩まなくていいという発言もあることもほんの事実でありますから、そんなことも踏まえながら質問させていただきました。

また、先ほど言いました学生の教育の関係でいきますと、全く違いますけども、小学生の歴史人物の検索で上位に上がっているのがルイ・ブライユという人です。私も全く知りませんでした、聞きましたらフランス生まれの点字の発明者であって、百五、六十年前の方ですね。ちょうど小学校の4年生に点字を習うんですか。そんな形で徳川家康や聖徳太子、そういったことをずっと抜いて、現代風によれば嵐もありますけども、ルイ・ブライユという名前の点字の発明者が1位になっている。大人の世界ではあれれと思うようなことがあったんで、そんなことを含めてやっぱり教育というのは本当に大事であるということを特に認識をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2番目であります。情報化時代の中で学生たちの携帯電話、スマートフォン、そういった所持率が高まっているところでありますが、こういったことが昨今の大きな事件や学力の低下、そういったことにつながっていることが事実であります。

親や子どもたちは、それがあってつながっているという安心感の錯覚があるわけでありますけども、そのようなことは郡上のPTAの連合会においても、携帯電話、インターネットに関する家庭のルールの方針というようなことで、前もPTAの連合会の方と話し合いの中でもそんなことがありました。

また、刈谷市のほうでは、各戸に全PTAを含めて学校長も含めてそのような取り組みをしながら全戸でやっぱり対応をしているということであります。やはり申し合わせとか、こうですよという連絡をしても、やっぱり本来であれば郡上市全域で必ず守るといふようなことの体制でなければ、子どもたちもやっぱり安心しないといふようなことがあると思いますが、そんなようなことについて、今の小中学生の所持率とかあるいは実態について、教育委員会のほうで把握していれば現状をお伝えいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 情報関係につきましては、モラルのみを取り上げますと子どもたちが情報を正しく使うということにはなっていないので、私たちとしては情報を活用するという側面で、例えば小学校であればワードで写真や図を使って何らかの文書をつくったり、あるいは中学校であればロボットの簡単なプログラムをつくって、そして操作ができると、そういったいわば本来持っている機能についてきちんと力にした上で、じゃ、情報を正しく使うにはどうすればいいかという

方向で指導するというのは基本にしております。

情報を正しく使うという点については、自分の健康・安全を害しない使い方ということと、もう一つは誤った使い方によって人権を損ねたり、逆に自分自身が被害に遭ったりするということがないようにという、この2つの側面を大事にした指導をしております。

そこで具体的にどうした研修や内容、活動が行われているかということですが、小学校の場合、これはもう小中学校共通ですがPTAと協力してしますので、特に小学校の場合は大体22校中20校、91%が研修を行っております。その内容としては、インターネットを利用した無料ゲームにかかわる危険、それからゲーム機で事件に巻き込まれる事例、それから出会い系サイトで知らない人とつながる危険、そして家庭でルールをつくる大切さ、これは昨年度の段階で大体7割近くの家で親子で話し合っ、そうしたその上でのルールづくりをしているということとして私たちは理解をしております。

中学校では、生徒向けの研修が8校中8校、それから保護者向けが8校中8校で、これは全ての学校で研修を行っております。その内容としては、フェイスブックやラインなどの実態や使用上の留意点、それから家庭でルールをつくることの大切さ、そしてネット依存や長時間使用の弊害、そしてフィルタリングの設定、こうしたことが中学校の主な研修の内容になっています。

現在のところ、こうしたことがきっかけになっているんだろうと思いますけれども、大きな事件、事故に巻き込まれるという事案というのは、私は教育委員会の段階では把握をしておりません。特にこういった研修やる場合には情報関連企業の専門家から来ていただいたりあるいは警察から来ていただいたりということで、外部の講師の指導によって研修を進めていただくという側面がありますので、比較的研修としては効果的に行われているというふうに思っております。

ただ、私たち教育委員会としては、家庭でのルールづくりというのが100%を目指しておりますので、まだまだ100%に至らないということがありますし、このルールづくりという進め方と、それから情報関係のさまざまな情報のほうが先へ進んでいくということが現実にありますので、ルールそのものについても常に見直しを図っていかなければならないというふうに思っているところで

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) まさしく日進月歩でありまして私も情報には弱いほうではありますが、ちょうどやっぱり警察なんかもこういったパンフレットをつくりながらそれぞれ、これはちょうど郡上おどりのときに警察官が配って歩いておりましたので、大変いいことだなと思って回したんですけども、この取り組みがありますので、ぜひやっぱりルールについては郡上市全家庭で取り組むというようなことにして、子どもたちが24時間眠れないと、もうとにかくいつ来るかわからん、それに答

えなければ自分は阻害されるというようなことも随分あるようでありますので、ぜひそのことについてはお願いいたします。

続きまして、3点目であります。ちょうど教育関係も文科省が世界史プラス日本史ということで教育方針がまた、ここで統合的な形で変わるようなことではありますが、その中でもまた、日本の歴史観あるいは近代史については議論ができる場があればしたいと思いますけれども。

ちょうど来年の参議院選から選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられるためであり、このことについて主権者教育の重要性が増しており、全ての高校生が学ぶ必要があるということで方向がされておりましたが、私はやっぱり中学校のときから郡上市においてもこの議場で政治参画するために、議場で市長との意見交換とかあるいは議会の傍聴等もやったりあるいは政策にかかわるようなことも午前中の質問にあったようなことも含めて、地域にかかわることのあれが随分されておりますけれども。やっぱりそういったことから言いますと、より一層の教育に取り組む必要があると思いますが、教育委員会の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 18歳の選挙権に関して言えば、これはもう高等学校だけの問題ではなくて小中学校の問題であるというふうにも捉えております。そういう意味で、選挙権が国民主権、基本的な人権の一つとして大事なことであるという、そういった歴史的な背景を踏まえて学ぶということが大事になってくると思っておりますし、もう一つは政治に参加すること、これはもう選挙権の問題になるわけですが。

国政の選挙の場合も、それから地方自治体の首長やあるいは議員さんの選挙の場合も、政治に参加するということがなぜ必要なのか、あるいは棄権をするということがなぜいけないのかといったことについても、きちんと仕組みとして理解をすることができるような学習を進めていきたいというふうに思っておりますし。

もう1点、そうした知識としての参政権だけではなくて、地域社会の一員として子どもたちが地域の中で何を考え、そして地域にどういうふうに貢献をしていくかということも大事な主権者教育だというふうに思っておりますので。

例えば、公民館活動であったりあるいは地域のボランティア活動であったり、こうした議会の例えば記録が公開される部分については、子どもたちなりに興味を持ってテレビを見るとか、そういったことについても今後も大事にしていきたいと思っておりますし。

今のなかなか地方自治体のこうした議会の様子等については、子どもたちが余り知らないという側面もありますので、そういったことについても今後はきちんと理解ができるように、情報についても知らせていきたいというふうに考えております。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。それぞれ答弁いただきました。大事なことと取り組んでいられることに安心をいたしました。

今ちょうど今国会で先ほど言いました安全保障関連法案の山場を迎えております。最近国会の前に相当な若者を含めたデモが入っておりますが、私ちょっと思うのに、あの中で選挙権を行使してきちんとしている人が何人もいるのかなと驚きに思いながら、ああいうところでアンケートをとるといいんじゃないかと特に思いますが、なぜかと言うと、安保法でありながら戦争法、戦争は絶対させないって戦争をすることではないんです、内容はどうかは言いませんが。

そんなことで、本当に若者が正しい日本の歴史認識あるいは伝統文化を誇りに持てる教育を郡上の子どもたちにしっかりと行っていただくよう期待を申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 本日最後の質問者となりました。皆さんにおかれましては、大変お疲れのことと思いますけども、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより質問をいたします。今回は大きく2点について質問をいたしたいと思います。

まず、特用農産物についてであります。

今般産業建設常任委員会で産業用大麻の栽培と新たな風力・小水力発電技術の視察をしてまいりました。視察先は栃木県鹿沼市周辺でしたので、今月の集中豪雨が大変心配でありましたので視察先に尋ねたところ、幸いにもそこには被害がなかったということで一安心をしたところでございます。

風力・小水力発電については、また別の機会に質問やら議論をいたしたいと思いますが、今回は3月、6月に引き続きまして産業用大麻を取り上げていきたいと思いますが、またかと思わずに答弁をいただきますようお願いをいたします。

8月の3日ですが、栃木県鹿沼市で麻栽培の現場を視察したところでございます。ここは全国一の栽培面積1.8ヘクタールを誇る江戸時代から代々の麻農家である大森由久さん宅の圃場で麻の収穫作業を体験をさせていただきました。そして現在全国麻振興会の会長でもある大森さんの麻に対する熱いお話を聞き、ますます麻に関する興味と栽培の有用性を痛感いたしておるところでございます。

ます。

さきの6月の定例会で、職員の同行をお願いしたところではありますが、農林水産部より2名の職員を同行させていただき、まことにありがとうございます。そこで、この視察についての報告と市長の御感想をまずお伺いをいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今お話がございましたように、議会の産業建設常任委員会の皆様方には、8月3日、4日という日程で栃木県のほうへ麻の栽培、現地の視察等をされたということでございます。お話がございましたように、農務水産課長を初めもう1人職員を同行させていただいたわけでございます。まずもって、こういう麻の栽培という問題について現地まで出かけていって、御熱心に実情を調査をされましたことに対しまして敬意を表したいというふうに思います。

私も、どうだったかなということで早速課長呼びまして、帰ってまいりましてから報告を聞いております。大森会長、日本麻振興会の大森会長さんからいろいろと日本麻振興会の活動の状況であるとか、あるいは栃木県での状況であるとか、国内で他の場所でのいろんな取り組みの情勢であるとか、あるいはそもそもの麻の歴史とかあるいはそれがいかに日本の伝統文化と、いや生活と密接に結びついているかというようなお話もあったようでございますし、またその麻の大変多様な可能性というようなことについてのお話。

あるいはまた、目下この地で栽培をされております非常に無毒性が高いといいますが無毒性であるというふうなトチギシロという種類の麻についての御説明もあったというふうにお伺いしておりますし、そのときの現地に訪問されたときの、実際に大変丈高くなった成長した麻の収穫作業体験等栽培農地の現場へ出かけられて、その目で見てこられたということの報告を受けたところでございます。

非常に御熱心に調査をしていただいたことに対して敬意を表するとともに、しかし、いろいろと御説明を聞いてまいった中で、大きな可能性というものもあるし、またいろいろと現在の大麻取締法というような法律のもとでのいろんな諸課題もあるということを感じさせていただいたところでございます。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。大変詳細に報告がされておるということで、市長におかれましても麻につきまして、なお一層勉強、研究してみようという気になられたのではないかというふうでありがたいことと思います。

次に、産業用大麻は薬物か農作物かというような点について一つお聞きをしたいと思いますが、麻は縄文の昔より栽培されていたという形跡があり、衣類を初め生活必需品の作製、利用、神事の神具、工芸や芸能の分野でも広く利用されていた植物であります。

最近私はいろんなところで麻の話をよくするのでありますが、80歳以上の人はほとんどの人が懐かしく体験話をしていただきます。また、若い層でも特に女性の方に関心が高いということで、このことについては予想外であるとかという感じがいたしております。

昭和12年には全国で1万ヘクタール余の作付がされていた麻は、大麻取締法で制限され、現在ではわずか5ヘクタール程度ということですが、日本の伝統文化を支える国産麻を未来に伝えるため、麻に対する正しい見識を持たなければならないと思います。そこで、この麻は薬物なのか農作物なのか、農林水産部長の見解をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 美谷添議員の御質問にお答えいたします。

産業用大麻は薬物か農作物かということでございますが、一般的に農業で生産されるものは全て農作物でございます。ただし、農作物でありましても、その農作物の本体ですとかそれを原料とする製品の用途によって法の規制を受けるものがございます。植物学上ですが、産業用大麻というふうな分類はございません。毒性の有無にかかわらず大麻は和名を大麻、英名をヘンプ、学名はカンナビス・サティバ・エルと言われまして、アサ科に属する一年草でございます。

大麻取締法のほうの第1条のほうに、この法の規制に係る大麻の定義が書かれておりますが、一応ですが、この法律で大麻等は大麻草、括弧して（カンナビス・サティバ・エル）というふうに書かれております、及びその製品をいうと。ただし、この製品からとられるような茎、製品、樹脂を除くとなっておりますが、並びに大麻草の種子及びその製品は除くというふうに規定されております。

御承知のとおり無毒性の産業大麻についても大麻取締法の対象物でありまして、所持、栽培、譲渡の規制がございます。薬物か農作物かというふうな部分で、無毒で有益な農作物は規制の対象にならないのではないかというようなことの御質問が裏にはあるかと思っておりますので、その点については幻覚成分THCが極めて低い大麻でありましても、在来種と自然交雑すると無毒でなくなってしまうという言説がございます。薬物濫用をもたらす社会的影響が大きな問題となっている今日では、特にその原料となる可能性がある植物の栽培については、慎重にならざるを得ないというふうなことでございます。

以上でございます。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいまどちらでも言えないというような答弁でありますけども、海外ではいわゆるTHCの多く含まれるものと、ほとんどないもの等については種類を分けておるといようなのが実情であるようですし、そもそも取り締まりの対象になっていない国がたくさんあるということです、これについてはなお一層の検討が必要かというふうに考えるものでございます。

そこで、国内の麻栽培の研究の現状、そして北海道の取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。

6月の議会でも国内、海外での栽培面積等についての答弁をいただいておりますが、国内で産業用大麻の栽培して幅広い用途の研究をしようとしている自治体あるいは民間があるようでありますし、特に北海道では知事初め道議会、自治体、民間が栽培研究に積極的と聞いておりますので、どのような取り組みがされているかお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、国内の新たな麻栽培研究の状況でございますが、日本麻振興会によりますと、過去10年間では平成20年に北海道北見市で10アール、平成26年に北海道東川町が12アール、また鳥取県智頭町では平成25年に個人農家が栽培免許を取得しまして、その後法人化して約1.3ヘクタールの栽培が開始されております。

平成21年時点での全国での大麻栽培の免許の交付者は56名でございます。高齢化により8月4日の視察時で説明を受けて、それを報告になっておるんですが、それによりますと現在全国の栽培農家は約50戸、栽培面積は5ヘクタールとの報告を受けております。

民間のほうの研究ですが、日本麻振興会ですとかNPO法人日本麻協会、一般社団法人北海道産業用大麻協会などが産業用大麻の研究や普及活動に取り組んでおられます。

自治体では、平成25年8月に北海道が北海道産業用大麻可能性検討会を設置しております。また、任意団体といいますか北海道の議会の議員有志によります産業用ヘンプ推進研究会というものも北海道議会で道員の約60%、65名が加盟した中で、平成26年に立ち上げられているというふうに聞いております。

以上でございます。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。全国でもいろいろな場面で、いろいろなところが研究に着手をしておるといことでありますので、郡上市でもこのことについて真剣に取り組む必要があるというふうなことを思っております。

先ほど報告にもありましたけれども、北海道では平成25年の8月に北海道産業用大麻可能性検討

会というのが設置されたようではありますが、この産業用大麻の可能性についてさまざまな検討がされて、昨年3月に道内で新たな農作物としての可能性について調査、検討をさらに進めていくべきだというような報告がなされております。そこで、昨年の春に行われました北海道知事選挙において高橋はるみ知事は、産業用大麻の振興を公約に掲げておられたというふうに聞いております。

郡上市内でも、麻に関心のある人はかなり大勢あるように思われますし、栽培に意欲のある人も何人か聞きます。

そして、郡上市内ではかつて相当つくられていたということもありますので、農業振興、そして農地の有効利用、耕作放棄地を減少させる、また麻にかかわる産業の創出や麻文化の復活と麻栽培の実現を目的に、郡上市議会でも産業用大麻の研究会を発足しようと考えておりますが、全員の議員の方が御賛同をいただきましたので近々発足できればと考えております。

また、市におかれましても、この北海道のように産業用大麻の検討会のようなものを設置いただき、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、市長さんの考えをお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 過日この今郡上市内において、麻の栽培に取り組んでみたいとおっしゃっている方の御訪問も受けましたし、またこの間高鷲で行われたふれあい懇談会のときにも、その方が御出席になっていて、何とか一つ活路を見出したいということで協力の要請もございました。そういう意味で、今そのようなことを考えておられる方の熱意ということもよくわかっておりますし、また美谷添議員のおっしゃるように大いに研究をすべき課題であるというふうに思っております。

具体的に、この北海道における検討会の報告書を読みましても、いろいろな立場の方が研究会を開いて、膨大な検討を重ねておられますが、結論としては非常に可能性もあり有用性もあり、いろんなことであるけれども、なおやはりそれから道民の理解を得るとかそういうようなことのために、なおやはり北海道の農業関係の試験研究機関というようなところで、さらに研究を重ねるべきであるというような趣旨になっているというふうに思います。そういうことで、北海道のほうにおいても現在一定の試験研究機関で栽培研究等がなされているように承知をいたしております。

郡上市においても、今そういう形でこれに対してどうするかということを考えてときに、一つはもちろん研究、検討をするということが大切かというふうに思いますので、その点については私どもも、よく検討させていただきたいというふうに思いますけれども、この産業用、農業振興用に大麻を栽培をするということについては、現在この大麻取締法の所管官庁である厚生労働省が、それは困難であるということを言っている、そのところを突き破るためには、先ほど来お話のあった日本麻振興会とか全国的にもいろんな団体があって、そういうところで相当検討をしていく必要があるというふうに思います。

郡上市において研究会、検討会を設けて、仮にそういう意味での正面突破を考えるとすると、これはかなりやはり厳しい道りになるのではないかというふうに思います。そのために、それでもやるべきだという御意見もあると思いますし、その辺のところはきょうのところは、その検討会を市が主催をして検討会を設けますというところまではお答えを控えさせていただきたいと思いますが。

もう一つは、やはりこの岐阜県の大麻取扱者指導要領という形で、この大麻取締法をどのような場合に例えば栽培者に許可をするかということについての定めがあるわけがございますので、一般的な禁止に対して特定の目的であるとか場合には許可をするという道があります。非常にそういう産業振興用に広くということではなくて、一定の神事とか伝統行事とかいうところに、かけがえのないものとして一定の量が必要であるというような場合に極めて限定的に認めているという形で現在は扱っておられるようでありますので。

一つ、まず実現するという意味では、その道でその方向で実現を図れないかということも検討しつつ、その片一方、いわばそもそも論というようなところの研究もしていく必要があるかというふうに思います。

今非常に早くそういうようなことを実現したいと思っておられる方に対しては、一つは現行の取り扱い規定の中で何とか認めてもらう方法というものがないかどうかということもやはり十分検討して試みるということが、一つは現実的な対処の方法ではないかというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。いずれにしても、どんな形でもいいわけで、まず、まず始めるというところで知恵を絞っていききたいと。また、その御助言は賜りたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次に、2つ目の歴史文化財の活用ということですが、まず、白山開山1300年記念事業についてであります。

白山は、信仰の山として古来よりあがめられてきました。養老元年、717年ではありますが、越の大徳、これは福井県ですけれども——の僧、泰澄により開山されたと言われております。

再来年の2017年は開山1300年の節目の年であります。市は、この記念すべき年を迎えるに当たりどのような考えをお持ちで記念事業等を計画しておられるかお伺いをいたしたいと思います。市長公室長よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、各部をまたがりますので私から答えをいたします。

2017年、平成29年、この年迎えるということで、実は27年度の予算を検討する段階で、庁内でそ

ういう連絡会といいますか、検討会を持たせていただきました。関係する部課でそういうふう組織をしたわけですが、

そうした中で流れですが、平成27年度においてはやはり市民の皆さんが、あるいは本体でありますいわゆる神社の関係者でありますとかお寺のほうもありますけれども、そういうふうなところがどういってお考えをされるのかということをしかり我々としても見守っていこうということ。

それから、広く白鳥では昭和63年ですか姫神のコンサートが記念のことで行われてますので、そういう関係の皆さんが、これをどういう思いで迎えられるのかということをよく知る必要があるということで、平成27年度には広く市民の皆さんに入ってください懇話会を持とうというふうなことを決めたということ。

もう一つは、東京の郡上人会のおきまして、いわゆる日本の首都において郡上発で、その白山1300年というものをしかり打ち上げていこうという意味で、その会において長滝白山神社の若宮宮司からそういうふうな記念の講演をしてもらったと。それはあわせて郡上にちょうどお集まりいただきました木曾三川の流域のサミット、ここにおいてもやっていただくことにおいて、流域の自治体に広くそういうことを知っていただく機会になるであろうと。これが昨年考えて、ことし実行してきたこととあります。

それで、その懇話会は、先般白鳥、高鷲の関係の皆様と団体代表の方と、そうしたことについてのいろいろな学識経験のある方、また市の関係者ということで一度懇話会を持って、そして広報では一応9月号と次回10月号におきまして少し特集記事を組んで市民の皆さんにお知らせをし、意見を募集し、また懇話会に参加してくださいというようにしております。

そういう中でいけば、市として本体で考えられることは、文化財の保護、調査ですね。新しい重要文化財になったもの等もありますし、そういうものをしかりこの機会にきっちり展示し、記念の事業を行っていくということを考えていこうということとしておりますし。

もう一つは、懇話会を通じまして、しかりと市民の皆さんにとりまして、特に若い世代の積極的な御参加をいただく中で、こうした事業を通じて白山の文化や歴史を後世に継承していくことができると、そういうふうな取り組みになるようなあるいはあわせて地域の活性化になるような、そういうことを皆さんとともに考えて、これはいわゆる共同型事業として力を合わせてできないかということを考えております。具体的なことはこれからになりますので、十分検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） この節目に当たって記念のイベントといいますか、記念の行事を考えて

いただいておりますありがとうございます、皆さんの英知を結集していただきたいと思います。

そこで時間がございませんので、一遍に質問をいたしますがよろしく申し上げます。

白鳥町長滝地内には白山中宮長滝寺というお寺がございます。この長滝寺は養老2年、白山開山の翌年でありますけれども、勅命により泰澄が創建したとされる由緒ある寺であり、長滝白山には国指定の重要文化財も数点、そして数多くの文化財がございます。

中でも宋版一切経は特に重要な文化財だと思っております。この長滝寺には宋版一切経の全部5,000帖がそろっていたと言われておりますが、火災で焼失したり他の寺へ貸し出して戻ってこないというようなものもあり、現在では3,750帖が所蔵されていると言われております。これだけ多くの宋版一切経が所蔵されているところは全国でも余りないというふうに聞いております。

宋版一切経は中国宋の時代に出版されたもので、当時国家事業として制作されたのではないかとされるほど仏教の經典の全部を網羅したものだというふうに聞いております。この5,000帖という膨大な量の經典がどうして長滝にあるのか。また、いかにして運ばれてきたかというようなことは大きな謎であるような気がいたします。

長滝寺が創建されてから宋版一切経が作成されるまでには四、五百年の年が経過しておることになりますので、その間この長滝の地は大いに反映を極めていたというふうに想像がされます。そこで、この宋版一切経はどんなものか。価値をどう評価されているか、この際白山開山1300年を契機に、この一切経の調査研究をするのは極めて重要ではなからうかと思えます。

そして、中国の地より長滝まで来た一切経の旅というものには大変興味深いものがございます。そして、その一切経と一緒に運ばれたと思われる今年国の重要文化財に指定された木造善財童子と木造韋駄天立像の2体、これをセットで国宝にするというような考えはいかがかということで、方法はないかと、このことを開山の1300年の記念事業としたらどうかというふうなことも思えます。

次に、白山文化博物館の現状と今後、そして美濃馬場、長滝白山神社周辺の利活用ですが、白鳥町では郡上市の合併以前より白山文化の里として長滝周辺の整備を進めてきましたが、いまいち十分な効果があらわれてないというような感じがいたします。

そこで、この白山文化博物館の現状と今後の活用、県内でも有数の文化財を集積しておる、この美濃馬場、長滝白山神社周辺の利活用等今後どのように進めるべきか、教育長の御所見をお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今美谷添議員からお話ございましたように、宋版一切経、非常に価値の高いものであるというふうに認識しております。とりわけ後期の一切経というのは比較的多いわけですけれども、前期の宋版一切経というのは非常に全国的にも数少ないということで、その意味でも価値が高いということと、それから木造の韋駄天立像と、それから善財童子立像は、恐らく同時

にこちらのほうへ渡ってきたのではないかということも言われておりますので、その事実をきちんと確認をできるかどうかというのは、これはなかなかはっきりしない部分がありますが、そういったことで両方が国の重要文化財になっているということを考えますと、新たに研究、調査をするということは十分これから考えられます。

したがって、今でも大学ですとかあるいは博物館から調査依頼等あるいは展示の依頼等も来ておりますので、こうした機会にぜひきちんと調査研究をしていただいて、その価値についての再認識を、まず進めていきたいというふうに思います。

その後、それが国宝になるかどうかということについては、今後の課題になっているわけですが、どのような経路をたどってきた、恐らく寧波あたりから来たのではないかなというふうにして想像はできるわけですが、それだけのものを日本へ運んでくるという当時の人々の熱意あるいは長滝寺の仏教的な経営、そういったことも非常に価値の高いものであると考えられますので、改めて調査研究の結果を待っていききたいというふうに思います。

それから、白山文化博物館の現状ですけれども、現在の入館者は年間平均3,000人前後ですが、特徴的なのはいわゆる生涯学習講座ですとか、あるいはある意味研究調査といったことを目標にしておみえになる方が多いというふうにして把握をしております。

そういう意味で、この白山文化博物館が今後より充実していくためには、今の収蔵施設と展示施設で果たして十分なのかということと、現在の白山文化博物館に研究調査をする、そういった部屋なり、施設整備が必要ではないかというふうに思います。そういった観点から白山文化博物館については改めて再整備をするという視点で見直す時期に来ているというふうに思っております。その結果を待って、今後の整備計画というのは立てていくべきではないかというふうに思います。

また、美濃馬場全体と白山文化博物館との関係でございますけれども、道の駅も含めて、それから三社寺とできれば石徹白地域まで、そしてこれから完成されるだろうと思っておりますが、あゆパーク、そういったものをあそこ一体として大きな構想で、あのあたりをどのように活用していくのか、そして文化財としてどのように保存をしていく、あるいは保護していくのかといったことについて、これは多くの関係者、とりわけ地元の方に集まっていただいて、どうすべきかという検討をする、協議機関なり何なりを設けて、そこの協議の結果を踏まえながら、いわば少し大きい構想で美濃馬場全体の利活用を考えていくということが今後のあり方ではないかというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 大変ありがとうございました。宋版一切経につきましても、よくわからないところがまずあるということですので、私は宋版一切経の旅ということで、この謎解きをして

いく、そのことは大変夢のある話でありますので、ぜひともそういうことを手がけていただきたいというふうに思いますし、あそこ一帯周辺の整備につきましては、ただいま再整備といいますか、どうしていったらいいかという検討をする協議会と言われましたけども、これは教育委員会がいいのか、どこがいいのかわかりませんが、やはりしっかりとした事務局を持ってやっていただくよう切に要望するところでございます。

いずれにいたしましても、この市内にある大変価値ある文化財をどのように生かしていくかということも地域のいわゆる地方の魅力でございますので、これを有効に生かす方法をみんなでつくっていこうということが大切かと思っておりますので、今後ともまた議論をする機会をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでございました。

（午後 3時50分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会副議長 上 田 謙 市

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人